

令和 8 年第二回定例会

八 丈 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 11 日 開 会

令和 8 年 6 月 12 日 閉 会

八 丈 町 議 会

令和 8 年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6 月 1 1 日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
令和 7 年台風第 2 2 号・第 2 3 号を踏まえた応急復旧対策についての報告	9
一般質問	2 0
金 川 孝 幸 君	2 0
岩 崎 由 美 君	2 5
奥 山 幸 子 君	3 6
山 下 則 子 君	4 6
浅 沼 碧 海 君	5 1
山 下 巧 君	5 6
山 本 忠 志 君	5 8
承認第 8 号の上程、説明、質疑、承認	7 0
承認第 9 号の上程、説明、質疑、承認	7 3
承認第 1 0 号の上程、説明、質疑、承認	7 4
承認第 1 1 号の上程、説明、質疑、承認	7 5
承認第 1 2 号の上程、説明、質疑、承認	7 7

報告第 4 号の上程、説明、質疑	7 8
報告第 5 号の上程、説明、質疑	8 2
報告第 6 号の上程、説明、質疑	8 4
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 4 3 号の上程、説明	8 6
延会の宣告	9 2
署名議員	9 3

第 2 号 (6 月 1 2 日)

議事日程	9 5
出席議員	9 5
欠席議員	9 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
事務局職員出席者	9 6
開議の宣告	9 7
会議録署名議員の指名	9 7
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	9 7
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
報告第 7 号の上程、説明、質疑、	1 2 7
承認第 1 3 号及び承認第 1 4 号の上程、承認	1 2 9
総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 3 0
経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 3 0
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 3 0
議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 3 0
閉議及び閉会の宣告	1 3 1

署名議員.....	1 3 3
-----------	-------

八丈町告示第 1 1 号

令和 8 年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 4 日

八丈町長 山 下 奉 也

1 期 日 令和 8 年 6 月 1 1 日（木） 午前 9 時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	10 番	山 下 巧 君
11 番	浅 沼 憲 春 君	12 番	山 本 忠 志 君

不応招議員（なし）

令和 8 年 第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 令和 7 年台風第 2 2 号・第 2 3 号を踏まえた応急復旧対策についての報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 承認第 8 号 専決処分事項の報告及び承認について（令和 7 年度八丈町一般会計補正予算（第 1 1 号））
- 第 8 承認第 9 号 専決処分事項の報告及び承認について（令和 8 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 2 号））
- 第 9 承認第 1 0 号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 1 0 承認第 1 1 号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 1 1 承認第 1 2 号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例）
- 第 1 2 報告第 4 号 令和 7 年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第 1 3 報告第 5 号 令和 7 年度八丈町水道事業会計繰越計算書の報告について
- 第 1 4 報告第 6 号 令和 7 年度八丈町病院事業会計繰越計算書の報告について
- 第 1 5 同意第 2 号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 令和 8 年度八丈町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 4 4 号 令和 8 年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 4 5 号 令和 8 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 4 6 号 令和 8 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第20 議案第47号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第21 議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例

第22 議案第49号 町災第20号道路災害復旧工事（中－03）請負契約

第23 報告第7号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

第24 承認第13号 議員の派遣承認について（東京都道路整備事業推進大会）

第25 承認第14号 議員の派遣承認について（第75回全国漁港漁場大会）

第26 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第27 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第28 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第29 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（11名）

2番	浅沼隆章君	3番	奥山幸子君
4番	浅沼清孝君	5番	山下則子君
6番	金川孝幸君	7番	冲山昇君
8番	岩崎由美君	9番	浅沼碧海君
10番	山下巧君	11番	浅沼憲春君
12番	山本忠志君		

欠席議員（1名）

1番	真田幸久君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
防災対策 課長	土屋巧君	防災対策 課主幹	倉嶋崇嗣君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課長	菅原宏幸君	福祉健康 課主幹	佐々木恒君

建設課長	櫻庭郁也君
会計課長	金川祐子君
教育課長	田村久美君
病務院長	菊池裕介君
補佐業課長	笹本大祐君
観光係長	佐々木奏君
企画課長	
財政係長	

産業観光課長	大澤知史君
企業課長	岡野豊広君
消防長	堀本敏彦君
福祉課長	山本良太君
健康係長	廣瀬悠志君
産業観光係長	笠原達也君
総務係長	
庶務係長	

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君
書記	井手貴弘君
書記 (録音)	明石丈君

書記	浅沼紀子君
書記	菊池良治君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しております。

よって、令和8年第二回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に8番、9番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より6月15日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告については、配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書2件については、6月4日開催の議会運営委員会において、審議の結果、議員配付することに決定いたしましたので、お手元に配付しております。

諸般の報告について、質疑をお受けいたします。

質問はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないものと認め、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） それでは、行政報告を行います。2月からの報告になります。

2月17日には、島しょ町村会、また、議長会等の合同の会議に出席してございます。これは7年度決算、また、新年度予算関係の審議になります。また、一部事務組合定例会も行われてございます。

2月18日ですが、島しょ振興公社理事会、また、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会と島じまん2027の実行委員会に出席してございます。

2月19日ですが、土地改良事業団体連合会理事会、また、通常総会に出席です。その後、林野振興対策協議会、また、町村会等に出席してございますが、この中での自治功労とか、各自治体の自治功労者の表彰式等も出席しております。

2月26日ですが、順天堂大学看護学部離島研究部ということで、毎年八丈島で開いている部ですけれども、八丈島の災害に対する義援金を送りたいということで面会してございます。

2月27日、国土交通省関東地方整備局の関係で、台風災害のお礼に訪問してございます。また、その日は離島センターの財団設立60周年記念行事というのにも出席してございます。

3月5日、6日はフリージアキャラバンということで、日頃のこれ、また台風災害のお礼等も含めて、フリージアと大きい感謝と災害のお礼を含めて訪問してございます。

3月7日ですが、赤十字ボランティアフェスティバルということで、今回の22号、23号台風災害の事例発表ということで、私と赤十字奉仕団の活動報告ということで、ボランティアフェスティバルに参加しております。

3月8日は末吉郷友会の第56回の総会に出席しております。

3月9日は、災害関係の挨拶回りということで、感謝状を含めて、東海汽船、また、気象庁、内閣府のほうを訪問いたしました。

3月10日、キャラバンも含めて、日医大付属病院、院長が変わりましたので、院長への挨拶も含めて表敬訪問してございます。また、第三管区海上保安本部も、台風災害のお礼、また、11日には、陸上自衛隊第1師団を感謝状と、これに挨拶回りをしております。

4月12日、第1師団の創立64周年ということで、練馬駐屯地での式典に参加し、その後は

早稲田塾の八丈島フィールドスタディ最終プレゼンテーションということで、品川のほうで、早稲田塾の塾生約30名ですけれども、八丈でフィールドワークしました結果発表ということも公表ということで、私が公表に参加してございます。

4月13日、土地改良事業団体との打合せ。

また、15日には、MXテレビが復興状況等に取材したいということで、MXテレビの取材を受けています。

16、17日には、関東町村会のトップセミナー、これは主にA Iの活用の関係とか、また、今回の台風というか、大雨でもレベル5ですか、そういう制度が変わりますよという、そういう部分も含めた研修、災害に対する対応研修等も行われております。

4月22日、関東地方整備局、副局長とか、東京港湾事務所長、港湾関係、国の出先が、人事異動がありまして、島嶼会館で新任の挨拶ということで対面しております。その後は、町村長会議を行って、東京都の町村長会議を行っております。

5月7日、漁港漁場協会理事会。また、議会議長会とか、各島の議員さんの意見交換ということで、アジュールでやりましたけれども、それにも参加してございます。

あと、13日、道路整備促進期成同盟会全国協議会、通常総会等に参加しております。

14日ですが、インフラメンテナンス市区町村長会議全国大会、これは各公共施設といいますか、道路、橋梁、そういうハード面でメンテナンスが重要だろうという、今後、重要だろうということの全国大会に参加しております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） 早稲田塾の八丈島フィールドスタディということなんですけれども、どのようなことが発表されたのでしょうか、教えてください。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 毎年、八丈を参考として地方創生ということで、私が講演まではしていないですけれども、そういうことで、八丈の振興をどうすればいいかということの島へ実際訪問して、各グループに分かれて研究といいますか、そういう学習をしながら、それについて私が受ける部分もありますけれども、そういう提案方式のプレゼンテーション等を行い

ながら、島の活性化に向けて、どうすればいいか。それは一つの八丈町の例ですけれども、そういうことの学習でございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、次に進みます。

続きまして、副町長、公営企業管理者、教育長については配付のとおりでございますが、これは朗読を省略して、質疑がございましたらお受けいたします。

ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、ないものと認めます。

以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

◎令和7年台風第22号・第23号を踏まえた応急復旧対策についての報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、令和7年台風第22号・23号を踏まえた応急復旧対策についての報告をいたします。

防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） それでは、令和7年台風第22号・第23号を踏まえた応急復旧対策についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。

本件は、台風発生後の応急復旧から復興段階に移行する早い段階における町及び都の取組を分野別に取りまとめたものでございます。

1ページをご覧ください。

この資料は、台風による被害への対応で見られた課題、あと、今後の対応、方向性につきまして、東京都総合防災部が取りまとめたものでございます。こちらには八丈島現地の状況としまして、町及び八丈支庁の取組を追記したものでございます。東京都が取りまとめた振り返りにつきましては、記載のように応急復旧時の態勢からライフライン・インフラまで、7分野21項目で整理しております。町及び支庁の取組につきましても、同じ項目に従って整理いたしました。なお、資料は事前にお知らせしておりますので、以下、主な項目について説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

応急復旧時の態勢でございます。左側は項目名、振り返り（対応・課題）、今後の対策の方向性の順に記載しております。

その下の上段、水色の部分につきましては、東京都総合防災部で記載したものです。こちらに記載した部分につきましては、令和7年11月28日に都庁で開催した、令和7年台風第22号・第23号に係る東京都災害即応対策本部会議第5回で報告された資料の一部を、そのまま記載したものでございます。

さらに下の緑色の部分は、今回、町と支庁で記載した部分でございます。ボリュームがありますので、支庁の部分、この項目につきましては、3ページとなります。説明は町の記載分とさせていただきます。

そこで、災害対策本部設置における町の取組でございますが、振り返り1点目、台風接近前から台風会議を開催し、庁内各課や関係機関の対応状況について、情報共有を行いました。また、2点目ですが、台風接近に伴う初動配備態勢、第3次非常配備態勢へと移行しました。一方で、矢印に記載した課題としまして、特別警報解除に伴いまして、翌日には第2次非常配備態勢の移行は可能となりましたが、大雨や土砂災害のリスクを考慮して、10月27日まで第3次非常配備態勢を継続いたしました。このことは被害が甚大だったことに加えまして、後発災害のリスクから、避難所の設置を継続したことにより、必要な措置ではございましたが、右側の今後の対策の方向性の2点目に記載したように、職員の負担にもなりましたので、後発災害のリスクとの兼ね合いで、今後判断する必要があると記載いたしました。

9ページ目をご覧ください。

応援職員の派遣についてでございます。

町の立場からは、応援職員の受入れとなります。今回、2点目に記載のように、都や島外地方公共団体からの職員派遣を受けまして、避難所運営など様々な町の業務を支援していただきました。また、自衛隊が都などの応援職員に加え、国などのリエゾンオフィサーさんなども、調整業務のために来島したため、庁舎内の会議室や商工会研修室をその場所として提供いたしました。しかしながら、庁舎内は避難所や支援物資のほかにも使用されたため、応援職員の執務スペースを十分に確保することができませんでした。そのため、廊下など空いたスペースで打合せなど執務をせざるを得ない状況が発生いたしました。大賀郷公民館など、広いスペースを確保できる場所もございましたが、記載の状況から、応援職員の執務スペースとして活用することができませんでした。

また、3点目に記載のように、応援職員の宿泊先の確保にも苦慮いたしました。このこと

から、対策の方向性といたしまして、役場庁舎に近い場所への応援職員の執務場所の確保を引き続き検討するほか、キャンピングカーやムービングハウスを含む宿泊施設の確保にも柔軟に対応してまいります。

14ページをご覧ください。

避難指示・避難誘導でございます。

1点目ですが、自主避難所開設とともに、防災行政無線や町のX等により避難を呼びかけたほか、3点目に記載のように、特別警報発令や避難支援については、これに加えたエリアメールを配信いたしました。

2点目で、土砂災害の大きかった末吉地域の住民の皆様を、坂下の避難所にご利用いただきました。

また、4点目ですが、避難指示の対象地域にお住まいの住民の皆様には、消防団等による戸別訪問を行いました。避難を見送られた方もいらっしゃいました。

こうした対応を受けまして、対策の方向性でございますが、引き続き、早期の段階からの自主避難所における受入れ体制を整備するほか、避難指示などの避難行動の呼びかけを適切に行います。また、住民の皆さんが危機をしっかりと認識し、具体的な避難行動につなげていただきますよう、関係部署と連携して対策を進めてまいります。

16ページ目をご覧ください。

避難所についてでございます。

振り返りに記載のように、当日は状況に応じて自主避難所、避難所を開設いたしました。が、末吉地域では八丈島の海・山・暮らし館に住民の皆様を誘導したところ、当施設に土砂が流入する事態となりました。

また、台風23号対応につきましても、避難所を開設いたしましたが、10月18日に最後に残った避難所を閉鎖し、希望する方を二次避難所に移行いたしました。また、ペットのいる避難者の方が、避難所でのペット受入れ体制が未整備なため、避難所への避難をためらうケースもございました。

今後の方向性でございますが、1点目の避難所となる施設の適切な設定や、3点目の情報提供の精度向上を検討していくほか、要支援者など、移動困難者への対応を今後進めてまいります。また、ペットに対応した避難者への対応も引き続き検討してまいります。

19ページ目をご覧ください。

物資の確保でございます。

1 点目でございますが、被害の状況や避難者のニーズに応じて、必要となる物資が刻々と変化する中、不足する物資をクロノロジー、これは都の D I S というシステムで、時系列的に情報を集約する機能でございますが、こちらを通じまして都に依頼をかけました。

一方で、依頼をかけた物資がいつ配布されるかは不明であり、被災者の人数と物資の到着時期に齟齬が生じるケースもございました。

また、2 点目でございますが、町の備蓄物資は平時でも集約して保管できる十分なスペースがないため、各所に分散保管しておりますが、特に発災直後はプッシュ型として被災地に要請がなくても、必要とされる物資が不足されるシステムでございまして、そのシステムに基づきまして大量の物資を受け入れることになりました。

こうした大量の物資を、役場の廊下も使用して一時保管しておりましたが、この保管場所をコミュニティセンターの体育館に変更いたしました。理由といたしましては、そのスペースを罹災証明書発行ブースに使用することになったという理由がございます。

こうした課題を受けまして、今後の方向性としまして、依頼した物資の調達や発送時期をより高い精度で把握できるよう、都や関係機関と検討してまいります。また、発災後すぐに必要となる最小限の物資は、各地域に分散保管するとともに、島内各所に分散保管されている備蓄物資を集約するとともに、発災時に受け入れる大量の物資をさばくために必要なスペースもある拠点の整備も検討してまいります。

32ページ目をご覧ください。

島民の通信の維持でございます。

1 点目でございますが、今回の台風では、停電により携帯電話基地局の機能がストップしたため、島内各所で通信が途絶する事態が発生いたしました。

そのため、2 点目、水道施設に関連する回線の回復を優先したほか、3 点目にありますように、N T T による相談窓口を開設し、電話線の切断などの対応に当たっていただきました。

対応の方向性ですが、避難所へのスターリンク配備に備え、発災時にスターリンクを円滑に活用できますよう、防災訓練等の機会を通じて、住民の皆様に使用方法の周知が必要と認識しております。

34ページ目をご覧ください。

水の供給でございます。

1 点目でございますが、被災地の水道の平時の防災対策として、停電時の発電機整備等を進めてまいりましたが、土砂崩れによる導水管の破断は想定されておりませんでした。

また、2点目ですが、もともと多かった漏水がさらに増えたということで、水が足りなくなり、復旧が遅れました。

また、3点目にありますように、断水による生活雑用水の確保に苦慮する世帯が多く発生いたしました。

対応の方向性でございますか、導水管の復旧・更新の際には、周囲の山の整備も検討、漏水位置を特定するための機械の導入の検討に加えまして、関係機関と連携した防火水槽の活用等による生活雑用水の確保や住民の共助による要配慮世帯への配布について、防災訓練等の機会を通じた周知・協力依頼に取り組んでまいります。

41ページ目をご覧ください。

今回の振り返り、総括のページでございます。

上半分のⅢ、振り返りの総括は、東京都総合防災部による取りまとめであり、八丈島及び青ヶ島への対応を記載しております。

下半分、Ⅳ、八丈島における取組の総括は、今回の報告に当たり、新たに記載したものでございます。大きく4点になりました。

1点目ですが、避難指示前の段階から自主避難所開設や役場内の情報共有体制の構築に取り組みました。

2点目ですが、関係機関と協力した被害状況の把握、主要インフラの応急復旧に取り組みました。

3点目ですが、住民の皆様の生活再建支援のため、早い段階における住宅被害認定、罹災証明書交付を実施いたしました。

4点目ですが、避難された皆様のニーズを踏まえた支援物資の調達に努めました。一方で、必要な物資を必要な時期に調達することや、備蓄物資及び支援のため送付される物資を保管できる場所の確保が求められるとしました。

以上が令和7年台風第22号・第23号を踏まえた応急復旧対策についての報告でございます。ありがとうございました。

○議長（山本忠志君） 報告は終わりました。

何か質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） ペットの対応についてなんですが、その段階で不十分ではなかったと思うんですが、今後の対策は取られていますか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） ペットの対策につきましては、以前からも議会でいろいろご議論いただいているところでございます。そちらの議論も踏まえまして、今後よりよい方法を検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 21ページの物資輸送に関してなんですけれども、これは八丈町が要請した物資に関してなんでしょうか、それとも、支援物資等送られたと思うんですが、そちらの対応も含まれておりますか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 両方含まれております。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 送られた物資の中で、活用できたものとあまり活用できなかったものもあると思うんですが、もし残っているものの保管とか、その辺は特に問題はないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 確にお送りいただいた物資、非常に大量にございます。特に、飲料水等、大量に送っていただいたものもございまして、実はまだ配り切れず残っているものもございます。それらのものは賞味期限に配慮しながら、また今後の備蓄としても活用させていただければと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） 1 点お聞きしたいことがあるんですが、八丈町災害対策本部として、今回想定外という言葉を使用していいのか分からないのですが、今回の台風対応に関して、やっぱり町職員の負担については、話を聞く限りすごかったと思います。

町職員の方々も家族がいらっしゃったり、また、被災者の一人であることに変わりはないと思います。もちろん、町の危機で頑張るんだというモチベーションで職務に当たってくださった方も多いと思うんですが、当然やっぱりかなり負担を強いたことは間違いないかなと思っています。

今回のように、長期化がかなり見える中での台風の対応の中で、しっかりと休む、休養も大切な要素ではないかと僕自身は思っているんですが、振り返りを行ったときに、今後の対応として、町としての意見や今後の方向性をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（山本忠志君） これは総務課長のほうがいいのかと思いますけれども。

総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今のお話は、これまで議会のほうでもご質問があった内容かと思っています。先ほど報告の中で、非常配備3次までやったというふうな報告もありました。それほど職員の方も今回の22号・23号台風のときには、職員の方も一生懸命やったと。それだけ職員のやっぱり力が必要だったというような状況になります。

今回の台風は、なかなか想定を、災害までの想定というのは難しいところがありますけれども、今おっしゃったようなことは庁内でも当然話が出ている話ですので、今後の台風、こういった災害に向けてのそういった職員の負担だったりとか、職員の災害対応に向けての配備については、検討していきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 先ほどの物資の関係なんですが、水2リットルのペットボトルを2本ずつ、婦人会の総会の時に、1人2本ずつ持って帰ってくださいということだったんですね。婦人会は高齢者多いので、2リットルを2本というと、4キロになるわけですね。そのほかにもいろいろ物資をもらったんですけれども、そういう配布の在り方はどうなのかなと、あの時大分皆さんに言われました。

だから、出張所に置いて、希望の方は取りに来てくださいとか、別の形でお願いしたいと思います。

○議長（山本忠志君） 水の物資のことですけれども、これについてはどなたが回答いたしますか。

企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） そういったイベントに関して、お配りするというふうな形、防災対策課とちょっと話をしまして、そういった形でいろんな台風で、また、先ほど説明あったとおり、水が少し残っているということで、今後のためにということでお配りさせていただいたんですが、人が集まるタイミングで、そういった形で周知をさせていただいている形ですので、今後おっしゃる、そういったご意見がございましたので、配り方に関しては、ちょ

っと検討させていただければと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 20ページですけれども、物資の輸送なんですけれども、まずもってこの応急復旧対策の振り返りをつくっていただいております。これは振り返りということでもとめていただいたんですけれども、これを基に次の台風対策等の考え方を決めていくとは思いますが、まず今、復旧のほうが、今ここに書いてある物資輸送の20ページの物資輸送なんですけれども、いまだに滞っているものがあります。

それは、食べ物とか、食料品はまだいいとして、建物等が直す物資、そういう木材とか、そういうものが滞っているというお話があります。そういうことに関しては、今現状この振り返りを踏まえて、今の対策を行っているのかどうかをまずお聞きしたいです。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹、いかがですか。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 物資輸送につきましては、現在もおっしゃるように、一部建材の輸送が滞っているという現状があると伺っておりますが、その事情につきましては、その物資の供給能力によるもの、今回、台風被害のみならず、例えば国際情勢も踏まえまして、物資の調達に滞っていて、全体的に滞っている。そういう事態もあって、様々な要因が複合して滞っているものがあるというふうに伺っております。

20ページに記載のところは、ちょっと東京都の総合防災部のほうで記載しているところですので、これは11月時点、発生から間もない時点でこのような記載になっておりますが、そこ少し若干対応が異なっているところも今のフェーズとしてはあるかと思いますが、今お話ございましたように、なるべく私たちもできる範囲での物流が円滑化できるように、私たちも要望等をしていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 2 番。

○2 番（浅沼隆章君） どうもありがとうございます。

物資に関してでいうと、今木材の話で復旧がそういう形で遅れている話も聞いていますけれども、プラス、エネルギーの問題の話も出てきていると思います。あちらから送られてくるプロパンガス等の輸送に関しても、これは世界情勢だけではなくて、物流の関係で滞っているというお話も伺っておりますので、ぜひこれ、台風からの絡みの中でそういうことも起こっているという現実も把握していただいて、対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹、いかがですか。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 今、プロパンガスについてのお話ございました。現状につきましては、私たちのほうも今後把握を進めまして、必要な対応をできるところで対応してまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ちょっと自衛隊派遣についてお伺いしたいんですが、今回、入浴支援や給食支援を主にやっていただいたと思うんですが、振り返りや今後の対応として、例えばほかの派遣要請の可能性や方向性があったのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 自衛隊の関係は、私のほうからお答えをしたいと思います。自衛隊は、いろいろな制約が実はございます。一番初めに、自衛隊に来てもらおうかなと思ったのは、リエゾンの派遣です。というのは、八丈での今回の台風被害を実際に自衛隊に見ただいて、自衛隊として何ができるのというのを判断していただいた上で、部隊の派遣というのをお願いしようかなというのが第1段階のやり取りでした。

ただし、自衛隊のルールとして、リエゾンのみの派遣がなかなか難しいですというようなお話がありましたので、当時、断水ということで、断水の対応で、まずは自衛隊さんの活動として思い浮かぶ。また、ちょうど直近で防災の日があって、防災訓練をやりました。そのときの炊き出しの自衛隊の機材が残っていたというところから、いわゆる炊き出しの支援をお願いしたり、それから断水ということですので、いわゆる住民の方の衛生面からのお風呂ということでの支援をお願いしたり、プラス、一番最初に言ったリエゾンの派遣をお願いしたりという、この3本柱で東京都経由からの派遣依頼を出しました。

すぐに駆けつけていただいて、自衛隊さんのリエゾンさんと我々で、今後どういった対応ができますかということでの、当然、現地を見ていただいたの上の話ですけれども、やはりそこでも自衛隊さんのいろいろなルールの縛りがあって、なかなか自衛隊さんというのはやっぱりそういうルールに基づいて活動しますので、基本は我々が要請をした炊き出しとお風呂。ただし、いろいろと現場で融通を利かせていただいて、柔軟性を持った対応をしていただいていますので、それ以外にも、実際は給水の対応であったり、派遣要請以外のこともかなりいろいろやっていただいたという経緯になりますので、なかなか我々も実際に派遣依頼をして、自衛隊さんとのやり取り、具体的なですよ、普段から我々自衛隊さんとはパイプ持

っていますけれども、具体的な派遣要請ということに落とし込んだところまでは我々経験していませんでしたので、今回はとてもいい経験というか、非常に勉強になったところですので、今でも自衛隊さんとは今回の経験を踏まえて、自衛隊さんとして伊豆諸島を含めてなんですけれども、島嶼部で災害が起こったときに、初動をどういうふうな形で自衛隊ができるかということのやり取りを毎月今やっています。毎月どころか、昨日、一昨日も航空自衛隊さんが来て現地視察していますけれども、今そういった段階で、次の自衛隊さんのやり取りをどういうふうにするかというところに今移っているというふうにご報告させていただきます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、生活再建支援、30ページかな、のところなんですけれども、実は昨日の夜、ちょっとご相談があるというのでお聞きしたんですが、その方は、その方の妹さんのおうちのことなんです、屋根に町が植えた木が刺さって屋根に穴が空いてしまったと。だけれども、その罹災証明はいただいたけれども、そのおうちの方のお母さんと息子さんが住んでいるんですが、お母さんは病弱である、がんを患った。息子さんは心臓病で2回も東京に運ばれたというので、何か役場に来るともうその息子はドキドキしてしまって具合が悪くなって帰ってしまったらしいんですね。

それなので、町は町の木を切ってはくれて、片づけてきれいにはしてくれたんだけど、おうちの穴が空いた屋根に対して、そういう罹災証明では支援をされない、一番下の部分だったと。どうすればいいかみたいな感じで、あれだったんですけれども、たしかこの町の支援というのがあるけれども、それはいただいたんですかみたいな感じで私も聞いたら、何もいただいていないとおっしゃったので、その支援というのは、ちゃんと皆さん公平にというか、行き渡っているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） この件については、建設課長、いかがですか。

○建設課長（櫻庭郁也君） 罹災証明の種類に応じて、一部損壊というのがあって、恐らく軽微な破損か一部損壊に該当しているのかと考えられます。国の応急修理もそうですし、東京都の補助を受けて町が一部補助を行っている一部補助、一部損壊に対する補助という制度、これは広報、それから防災無線でも何度も何度も、もう知っているよと、こういう方もたくさんいるんですけれども、何度も何度もそれは広報、周知を行っております。ですので、何か問題があると、相談する窓口も設けて、今は設けておりますので、何にしても来ていただ

かないことにはお話ができない、状況が分からない、説明ができないという状態ですので、お仲間内でどうしたらいいのかということで疑問を持たれているのであれば、一日も早く窓口のほうに来ていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） そのお母さん自体は病弱で、息子さんがやっぱり心臓が悪くてなかなか役場の門をくぐれないというか、圧倒されてしまうんだと思うんですけれども、これが来たけれども具合が悪くなって帰ってしまったということなので、じゃ、ご親戚の方に当たる方が来れば対応していただけるということですのでよろしいですかね。お聞きしたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 申請者本人ではなくても、代理で対応しますので、とにかく窓口に来て、状況を確認して、対応できるものであるかどうかということをもまずは相談をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） この件について、今、これ、報告ということでやってもらったんですけれども、いろんな話が広がって、いろんな対応について今話が流れているんですけれどもね。特に緊急なことがなければ、そろそろ閉じたいと思うんですけれども、何か。

最後に8番、どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 緊急ではないんですけれども、これ、今後バージョンアップしていくと思うんですね。避難所の中にぜひ加えていただきたいんですけれども、小さなお子さんが避難所に来たときに、やはり子供さんだから、大人しくしてられない、そうすると、騒ぐ。そうしたら、どうしよう、迷惑がかかるというようなことを聞いていたので、そういった小さなお子さん対応というのもひとつお願いしたいということと、もう一つはペットのこと、検討してくださって、大変ありがたいと思うんですが、これ、役場の人にみんな任せる話ではなくて、共助の意味合いでも、ペットなんかは例えばいろんな団体があるので、そういうところの協力関係を構築しておくというのも一つ大事ではないかなと思うので、緊急ではないけれども、お話いたしました。その辺どうお考えになっているかというのは、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（山本忠志君） 避難所の件ですね。防災対策課主幹、いかがですか。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 2点お答えいたします。

まず、避難所の小さいお子さんの対応ということでございます。避難所のいろんなお子さ

ん、連れ子をはじめ、いろんな方が避難されてきます。その中で、いろんな事情を抱えた方につきましては、個別の対応につきましては、現状でも例えば小さい部屋、例えば役所で例えば相談室のような個室のようなところでご案内する、そういうような対応しております。

今後とも個別の問題等生じてくるかと思しますので、その中で必要な対応をしてまいりたいと思いきたいと思ひますし、それを今度運営に当たる職員のほうにも周知していくということを考えております。

あともう一つのペットの避難つきまして、一つの町役場だけではなくて、例えば民間団体等の協力もあるんじゃないかというのをご指摘いただきました。そちらにつきまして、今後とも様々な関係団体との協力の下で、恐らくこういったことは進めていくことになるかと思ひますので、私たちのほうとしてもどのような手段があるのか検討してまいりたいと思ひております。

(岩崎議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長（山本忠志君） それでは、以上をもちまして令和7年台風第22号・23号を踏まえた応急復旧対策についての報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（山本忠志君） これより日程第6、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により、質問を3回までとしています。一問一答形式の場合はこの限りではありません。質問方式に限らず、議員、執行部ともに自席での発言をお願いします。質問時間は答弁を含め、1時間以内で行うことといたします。

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（山本忠志君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

6番、金川孝幸君。

○6番（金川孝幸君） おはようございます。

昨年の台風被害から月日が過ぎ、インフラは復旧し、キャンペーンの効果か、多くの観光のお客様を見るようになりました。一方で、台風の爪痕は至るところに残り、復興には程遠い状況です。

八丈町災害復興計画は今年2月に作成され、新年度に入り、復興に向けて進んでいるとは思いますが、復興計画は大まかな内容であり、幾つか分かりにくい点もあるので、今回は八

丈町災害復興計画について質問します。

1点目は、災害対策本部を中心に、復興計画を推進するとあるが、この対策本部の部長会議は復興計画作成後に開かれたのでしょうか。また、復興計画を推進する災害対策本部条例施行規則には、災害時の応急に対応する部署などは明記されてありますが、時間を要する復興に関する記載はなく、災害対策本部を中心にどのように復興計画を推進するのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 6番、金川議員の質問にお答えいたします。

まず、1問目の災害対策本部の運用や復興推進体制についてでございますが、災害復興計画の策定後、新年度のスタートに伴う各施策の具体化に向けまして、実務的な調整、予算執行に関する進捗管理及び全庁的な情報共有につきましては、定期的開催している庁議及び課長連絡会議の中で実施しております。通常の町政運営と復興事業を連動させることによりまして、実効性を持った推進体制としております。

災害本部体制、災害対策本部にて、施行規則に、応急対応に主眼を置いている点は、ご指摘のとおりでございますが、中長期にわたる復興を推進するに当たりましては、庁議等の最高決定基幹を通して、各部署に役割分担し、復興事業を全庁一丸となって鋭意推進してまいります。

八丈町基本構想における基本構想等を踏まえつつ、本部長の指揮のもと災害対策本部の総合調整部門と既存の行政組織を融合させ、堅実な復興の推進に取り組んでまいります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） ありがとうございます。

復興計画の期間は令和12年度までの約5年間になっておりますが、今回の災害対策本部は昨年10月8日に設置され、この本部は令和12年まで継続するのでしょうか。また、災害対策本部条例では、災害対策基本法に関する事項を目的としているが、基本法では、災害の予防、応急対応、復旧など、防災行政の整備と推進を図るとあります。

災害対策は、身体及び財産を災害から保護することを目的としているので、長い時間を要する復興を災害対策本部ではなく、町の担当課で進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） お答えいたします。

まず、災害復興本部、こちらを令和12年度まで行うかというふうなご質問でございますが、先にお答えしましたように、新年度のスタートに当たりまして、こちらの災害復興につきましては、町の現状の意思決定システム、庁議や課長連絡会議の中で進めてまいりますとともに、実際にこの部分の執行に当たりましては、各課に、所管課に充当して推進していくという形をとっております。

そのため、2点目の質問にもかぶってまいりますけれども、その推進に当たりましては、各今の課の事業体制の中で推進していくことになると考えております。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 災害対策本部が中心になって推進するというのがまず書いてあるんで、ちょっと違和感を感じたんですが、課長連絡会議等が毎月開かれていると思いますので、問題はないのかなと思いますので、次の質問に移ります。

復興計画は、基本方針、主な施策、主な取組例で構成されているが、それぞれを主に担当する課、もしくは施行規則の部は定められておりますか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） お答えいたします。

復興計画に掲げた基本方針、施策につきましては、行政組織条例に基づく各主管課へ割り当てを行います。八丈町基本構想やまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を保つために、例えば総合戦略で施策ごとに定められた担当課を中心に、復興計画の該当施策を担当するなど、切れ目のない執行体制を敷いております。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 復興計画にある主な施策が盛りだくさんで、各部署に分散して対応する必要があると思いますが、この計画に示された内容は、実施するに向けて、責任の所在を明確にする必要があると思います。また、責任者だけではなく、復興計画の主な施策を担当する係や担当者を決めて進めているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 施策の推進に当たりましては、所管課を中心に組み込んでいくことになってまいりますけれども、その中で所管課がやはり中心になって、関連する部署を取りまとめていくという形で進めていくことになろうかと思っております。

したがって、実際にその復興に当たりまして、具体的にどこの、例えば係なるか、ど

この担当課で担当者が誰になるかということは、実際にその課として仕事を進めていく中で決まっていく話ですので、個別に決めていくというよりは、その所管課の中で、執行体制の中で適切に判断されるものと思っております。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 復興計画は1つの課だけではなく、またいだ内容もあると思うので、この責任の所在というか、これをしっかり決めないと、計画倒れになる可能性があるんで、明確にして進めていただきたいと思います。

次に、計画策定の目的として、10項目策定されていますが、その中の5番目にある、災害に強い地域コミュニティを再構築し、共助の力を高めるとあります。地域コミュニティの再構築とは、地区の再編も視野に入れていますか。

あと、関連すると思われる主な施策の、災害に強い島づくりの取組にある多様な住民に配慮した交流の場の整備とは、どのような施設、もしくは施策を考えておりますか。

また、9番目の行政、住民、企業、NPO、学識者、関係機関との協働を強化し、参加型の復興を推進するとあるが、協働と参加型の復興とはどのような内容の取組か、決まっている範囲で教えてください。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、計画にある地域コミュニティを再構築とは、強制的に統合・再編するような物理的な地区再編を前提とするものではございません。少子高齢化が進む中、つながりが途絶えがちになった自治組織の共助の力を保護し、さらに強化することを意味しております。

2点目ですが、災害に強い島づくりの取組例にある、交流の場の整備とは、ペットとの同行避難など、住民の多様な要望に応えまして、安心して避難、生活できる環境を構築するために、施設の整備や運用を検討するものでございます。

3点目ですが、様々な主体との協働強化につきましては、例えば東京電力等、関係機関も含めまして、今後の復興作成指針の中で検討してまいります。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 共助のもとになる地域コミュニティに関しては、振興委員の成り手の不足とか、役割は、町の広報配布と年間クリーンデーだけとなりますね。地区の存在そのものが問われています。

災害に強い地域のコミュニティは、冠婚葬祭の簡素化などもあり、互助につながる機会は減っていますので、場所等の提供だけではなく、交流するきっかけとなる活動の支援についても、検討していただくようお願いします。

次に、進捗管理の徹底として、各担当部署が進捗状況を定期的に確認し、施策の見直しや改善を行うとあるが、定期的では抽象的なので、年何回とか、期間を定める必要はないでしょうか。また、ほかの部署や外部から、進捗状況の確認も必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 答えいたします。

各担当部署による進捗状況の確認期間としましては、施策の性質をして対応しつつも、具体的な管理サイクルとしては、年に1回の全体評価を実施したいと伺っております。効率的な評価を行うために、総合戦略等の進行管理とタイミングを合わせることを検討してまいります。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 今回の議会の冒頭に、復旧に関する説明はあったんですが、復興に関しても、町民と議会には定期的な報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課主幹。

○防災対策課主幹（倉嶋崇嗣君） 進捗の状況は、どのようなものになるかというところがあるかと思います。その中で、適切な時期に必要な報告をしていくことは検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 最後になりますが、復興に対する町長の思いや意気込みを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 八丈町災害復興計画についてありますけれども、単に災害前の姿に戻す復旧にとどまらず、もう八丈島の自然、また文化、そして産業を未来へつなぐ創造的復興の道しるべであると考えています。

また、町が目指すのは、八丈町基本構想に掲げる、住民が誰もが生き生きと暮らせる島、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、これが目指す、持続可能で活力ある地域社会の実現であると考えています。

今回の災害は、大きな試練ではございますけれども、これを島全体の強靱化を進める好機と捉えて、ピンチをチャンスに変える決意で臨んでいこうと考えてございます。

また、復興の主役は、島に暮らす住民の皆様１人１人だと考えてございます。行政、住民、企業、そして外部の専門家が手を取り合い、オール八丈、これは復興計画の目標ですね。オール八丈でこの計画を力強く推進してまいりたいと考えてございます。誰一人取り残さない災害に強い島づくりに向けて、自ら先頭に立って全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆さん方のご支援、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ６番。

○６番（金川孝幸君） ありがとうございます。

すばらしいONE八丈のロゴマークや復興計画はできましたが、被災後に短時間でよくつくられたと感心しております。災害復旧に追われ、混乱している中で、町の職員だけでの作成には無理があったのではないかと思います。AIとか、外部の力を借りて作成したのではないかと推測しております。

特に、AIの活用は、今後重要になると思います。ただし、AIが外部による部分が多いのであれば、内容をよく精査し、見直せる部分は修正していただきたいと思います。いかに早く計画を実行し、達成することが大切です。町長の強いリーダーシップと実行力を期待して質問を終わります。

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（山本忠志君） 続きまして、８番、岩崎由美君。

○８番（岩崎由美君） よろしく願いいたします。

私からは３点質問させていただきます。

まず１点目。八丈町に設置されている太陽光パネルリサイクルについては、現在どのような状況かというタイトルです。町づくりの基本方針の４つの柱の１つは、クリーンアイランドを目指す町です。東京都は2018年に東京都使用済み太陽光発電設備リサイクル検討委員会を設置。そして、その結果を基に、2020年に太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を設置し、2022年に報告書を取りまとめ、取り外しのマニュアルやリサイクル費用の補助など、住宅用太陽光パネルのリサイクル推進事業を行っています。

現在、東京都環境確保条例によって、新築住宅への設置は義務化されていますが、リサイクルはまだ義務化されていないというのが私の認識なんですけれども、もしかしたら私の認

識に違いがあるかもしれないので、その点も含めて教えてください。

まず1点目です。島嶼地区では、新築住宅への太陽光パネルの認可はされていますか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） では、ご質問の1番目、新築住宅への太陽光パネルの設置の義務化について説明をいたします。

昨年度から始まりました、東京都における新築住宅への太陽光発電設備の設置義務化なんですけれども、東京都は平成31年度に策定をしましたゼロエミッション東京戦略の中で、西暦2050年までにCO₂エネルギーの100%脱炭素化を図るゼロエミッション東京の実現、また、2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比50%削減するカーボンハーフを目標に定めております。

東京都内において、再生可能エネルギーの最大化を図るため、建物が多い大都市東京ならではの有効資源である屋根を最大限活用することが重要と捉え、東京都環境確保条例改正により、これまで対象であった大規模建築物に加え、新たに2,000平米未満の中小規模建築物に対して、断熱省エネ性能の確保や太陽光発電設備の設置などを義務づける、建築物環境報告書制度が新設され、令和7年度から開始されているという状況でございます。

この新制度の義務対象者は、都内で年間に延べ床面積合計2万平米以上を建設する住宅供給事業者とされ、都内における新築着工棟数の半数程度が対象となる見込みです。具体的には何々ハウスですとか、何々ホームといった、テレビCMなどでよく見かける大手住宅メーカーが手がける物件が対象となります。

1つ目のご質問の島嶼地区の太陽光発電設備の設置義務に関しましては、東京都環境局のホームページで公開されております東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン第2章の中に、制度の対象から除く建築物の種類という項目があり、ここで10平米以下の建築物や文化財などの建築物とともに、島嶼における建築物は対象外と定められていますので、島嶼地区では新築住宅等への太陽光パネルの設置義務がないということになります。以上です。

○議長（山本忠志君） 今の件、いかがですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

島嶼は義務化されていないというところですが、島嶼でパネルを設置する場合には、東京都の補助があるということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 東京都のほうで、クール・ネット東京という、東京都外郭団体のほうで行っている補助制度がございますので、詳しくはそちらのホームページなどをご確認いただければと思います。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） 設置の法的な背景は分かりました。

（2）ですけれども、先般の台風時、被災した住宅の太陽光パネルの廃棄、これ、あったかどうかについてなんです、についてはどのように処理を、もしあったとしたら、どのように処理されたかについて教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 太陽光発電パネルには、鉛などの重金属や有害物質が含まれる場合がございます、破損すると含有物質の流出の恐れが、また、光が当たると発電をしてしまうため、感電や漏電、火災発生の危険があることから、処分する場合は適切な取扱いが求められています。

太陽光発電パネルリサイクル義務化などについては、政府が検討を進めているところで、つい先日、法案が国会を通過し、先週、令和 8 年 6 月 5 日に新たな法律として、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律が公布されました。しかし、リサイクルそのものの義務化は今回は見送られております。

2 つ目のご質問であった、被災した太陽光パネルの廃棄につきましては、昨年 10 月の台風災害においては、小型の発電パネルの搬入が 1 件ございました。災害瓦礫として南原スポーツ公園仮置場で受入れを行っております。現在も仮置場で分別保管をしております、今後、島外へ搬出処理されることになります。

現状では、太陽光パネルのリサイクルは義務化されておきませんので、災害に伴わない場合、粗大ごみとしては、町では処理困難物でございますので、受入れをお断りしておりますが、島内に事業所を置いている処理業者が産業廃棄物としてであれば有料で引受けを行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ありがとうございます。

今おっしゃられたように、太陽光パネルには鉛、カドミウム、セレンなどの有害物質が含まれていて、通常の運転時に問題がなくても、災害等での破損時には有害物質が流れ出る可

能性があります。おっしゃられたように、太陽光パネルの処理については、専門業者が行う必要があります。もし設置を推進するのであれば、同時にリサイクルの必要性も感じて、持続的な社会の構築のために、そういうふうに考えますが、島内仮置場に置かれているということで、当然破損しているわけだから、何らかの物質が流れ出ている可能性もありますね。

だから、そういうものについては早急に、そして、島外で東京に出すと、東京というか、本土に出すと、幾つかのリサイクル業者が、専門の業者があると思うので、例えばそういうところに排出できるような、運搬できるようなシステムを考えていかなければいけないと思うんですが、この辺についてはどういう考えでしょうか。今後のために。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 東京都内におけます太陽光パネルのリサイクルに関しましては、現在は東京都がリサイクル促進事業として、補助金を交付して、リサイクル推進をしておりますけれども、補助要件としては、東京都内、東京都指定のリサイクル事業者10社のいずれかに処理を依頼した場合に限られるということでございまして、現在、島嶼地区からこの指定業者に搬入するルートが未整備な状況でございます。実質的には補助を受けるのがなかなか難しいということです。

今後想定されますリサイクルの義務化などに向けて、東京都と相談をしながら、島嶼地区からの処理ルートの整備を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 環境のためにも、ぜひそういう整備を今後お願いしたいと思っておりますので、私たちも働きかけたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

（3）に移ります。再生可能エネルギー、ゼロエミッションですね。カーボン化も含め、八丈町にはエネルギービジョンのほうで策定中かと思うんですが、今後、どのようにスケジュール的に検討されていくかとか、現在の進捗状況など、具体的な内容などを含め、今お話しできることがあったら教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、エネルギービジョンについての質問にお答えいたします。現在、八丈町はクリーンアイランド構想の策定以降、外部環境が大きく変化していることを背景に、2050年エネルギー自給自足を目指して、八丈島が本位であることを重視したエネルギービジョンの策定を昨年度、令和7年度と今年度、8年度、2か年をかけて進めているところになります。

昨年度、7年度は机上調査、また、これ、住民の皆様にもご参加していただきました住民アンケート、またワークショップ、各事業者へのインタビューなどを実施しまして、そこでいただいた意見や今現在行っている地熱発電利用事業の現在の状況等を踏まえまして、町の将来像、基本方針の素案を作成しております。

今年度、令和8年度におきましては、この素案に対して、また住民の皆様にご協力していただくことになるんですが、パブリックコメントと再度もう一度事業者ヒアリングを実施しまして、将来像、基本方針を確定したいと考えております。確定しましたら、その部門別基本方針で定めた方向感を実現する数値目標、K P I の策定を行って、完成という計画となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） 住民のアンケートということで、ちょっと伺ったところでは、思った以上に住民の人がエネルギービジョンに対して非常に興味が高いと。ご意見を持っていらっしゃる方が多いというところで、例えばどんなお話だったか、もしお話しできることがあれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 本当に様々な意見を、物すごいいい意見が多くて、それを今回の素案に取り入れているんですが、いろいろ意見ある中で、先ほどのご質問にもありました、今回、エネルギーの自給自足ということで、どういった発電を求めていますかという部分につきましては、やはり地熱発電に頑張ってもらいたいという意見が多かったというのと、太陽光発電につきましては、やはり八丈島、我々が住む自然ということも踏まえまして、なかなか問題意識が高いなというところは、アンケートを多くいただいておりますので、そういった住民アンケートを踏まえまして、今後、エネルギーをどう自給自足していくかというところを取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ありがとうございます。

住民の意識が高いというのは、これまで役場の皆さんが頑張ってきたことの裏返しかなとも思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

さて、2 番目の質問に移りたいと思います。島民の防災意識をどう高めるかということで、先ほど金川議員も質問されていました。先般の台風被害は、町の課長、係長、全ての職員が島民のために日夜奔走し、多大なる貢献をしたことに心より感謝したいと思います。また、

地域の住民も、それぞれができることを行うことで、完全な復興にはまだ時間がかかると思いますが、一つ大きな波を越えたかなと感じています。町が掲げる、ともに支えあうあたかい町を具現したのではと思います。

災害は、今回の台風のみならず、地震、津波、この間もちょっとありましたけれども火山噴火、さらには本土の首都直下型地震や富士山の噴火などが想定できます。それぞれの災害への対応には、様々な要素が考えられると思います。

さて、1 番目、1 個目なんですけれども、今年度の防災訓練はどのように行われますか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課長。

○防災対策課長（土屋 巧君） 8 番岩崎由美議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、町が直面する危機は今回の台風にとどまりません。地震、津波、火山噴火に加えまして、本土の首都直下地震や富士山の噴火による物資の途絶、さらには、多くの観光客の安全をいかに確保するかなど、防災対策課として解決すべき課題は山積みです。

この1 週間を見ましても、台風6 号の接近に伴う避難所の開設をはじめ、大雨による自主避難所の開設、さらには津波注意報への対応など、僅か1 週間のうちに二度も徹夜で警戒に当たっております。

これらを踏まえ、本年度の具体的な取組について、順次お答えいたします。

第1 に、本年度の防災訓練の内容ですけれども、先般の台風災害において、多くの島民の皆様が最も苦勞され、現場でも大きな課題となったのが、水の確保、運搬、そして供給方法でした。この極めて切実な経験を教訓として、確実に実践へ生かすため、本年度は、従来の全町一斉訓練形式を改め、各地域の実動訓練を計画しております。この訓練は、各地域の自治会及び振興委員の皆様にご協力いただきまして、地域住民の皆様が主体となつての共助の訓練です。具体的には、発災時、行政による公助が届くまでの間、あるいは給水車が到着した後に、地域内でどのように水を配分、運ぶかという実動訓練を実施予定しております。特に、自力で給水所まで足を運ぶことが難しい高齢者や要配慮者のご家庭に対し、地域のつながりによって、どのように確実に水を届けるか。水中ポンプなどの活用を検証してまいります。

さらに、これらの各地域での実践とは別に、全体での意識を一つにする場として、10月4 日には、おじゃれホールにおいて、講話形式の研修会も予定しております。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8番（岩崎由美君）　ありがとうございます。

金川議員もご指摘されていたように、自助、共助、公助の中で、共助の部分がこれまで足りないかなとちょっと感じていたところです。ともに支えあうあたたかい町として、地域のつながりをいかに調整するかというのは、特に坂下では非常に難しいなと思っています。

例えば地域の人が集まるクリーンデー、しかも、あれって近くの人が集まるじゃないですか、その——じゃなくて。なので、非常にああいうところが有意義かなとずっと思っていたんですけども、意外にクリーンデーで坂下の人が集まらなかったとして、本当にご苦労があるかなと思います。

これは今、質問を作成、提出した後に折り込みを見て、地域防災訓練が、地域防災訓練参加のお願いというチラシが入っていて、これがその今あった各地区の訓練に相当するということでよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君）　防災対策課長。

○防災対策課長（土屋　巧君）　はい、議員のご理解いただいているとおりでございます。

○議長（山本忠志君）　8番。

○8番（岩崎由美君）　やっぱりこのチラシを見て、結構やっぱり自治振興委員の負担がすごく大きいかなというのと、やっぱりその——の固まりより、例えば道を挟んでこっちとこっち——違うけれども、一緒になれるとか、そういう細かい対応を少しこれから考えていかなきゃいけないのかなと思って、いろいろ考えているんですけども、なかなかいいアイデアが私も浮かびません。

そういうことを含め、自治振興委員の負担とか、今度のチラシを見ても、担当される方は自治振興委員にお知らせくださいというふうに書いてあったんですが、自治振興委員が誰だか知らない人、結構いると思うんですけどもね。そういうところの顔が見えるというか、そのつながりをどうやって今後つくったらいいかって、すごい大きな課題だと思うんですけども、防災課の中で、何かアイデアがあったら教えてください。

○議長（山本忠志君）　防災対策課長。

○防災対策課長（土屋　巧君）　防災対策課としては、やはり地域住民に頼る場合、意見集約を上げていただくのは、振興委員さんのほうからというところで、町のほうでもお願いしているところはありますので、今後、振興委員さん等の周知ができるかどうかについて、やはり総務課とも含めて進めてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君）　8番。

○8番（岩崎由美君）　ありがとうございます。

やはり、町内の横のつながりというのは大事だなと感じました。どうぞよろしくお願いします。

では、3番目の質問に移ります。八丈町のGIGAスクール構想、生成AI等の教育の導入の今後はということで、文科省によれば、GIGAスクール構想は、1人1台の端末を持つことにより、ICT機器環境を整備、活用することによって教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別的な学びと協働的な学びを実践的にすることを目的としているということですが、八丈町では2020年に導入されました。

2020年に導入されましたタブレットを用いたICT教育について、メリットが大きいのは、もう全く異議がございません。特に、コロナの時には、タブレットによって、リモートの教育が推進できたことは非常に大きいのかなと思います。

その一方で、最近では視力低下の健康面や思考力や記憶力の低下などがデメリットとして挙げられており、いち早くICT教育を導入された北欧諸国では、この問題に対し、もちろんその両立なんですけれども、そういったタブレットの教育とともに、紙と鉛筆の重要性が改めて認識されていると言われています。

実際に、現在課題となっていること、八丈町の教育において、そういうことはこのタブレット教育ではあるのかどうかについて教えてください。あるとしたらどんなことがあるのでしょうか。

○議長（山本忠志君）　ちょっと待ってくださいね。回答していただく前に、先ほどの質疑の中で、——という言葉があったと思うんですけれども、これ、記録から削除いたしますので、ご了解ください。

○8番（岩崎由美君）　はい、分かりました。つつい日常的に使ってしまうので。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君）　それでは、回答をお願いします。

教育課長。

○教育課長（田村久美君）　ただいまの質問に回答します。

八丈町だからというような課題はないので、ちょっと全国的または世界といったところでの課題というところで回答させていただきます。

タブレット等のICT機器の導入は、教育の質を向上させる一方で、ご指摘のとおり、健康面や学習面での課題も明らかになっています。デジタル教育を早期に推進したスウェーデ

ンの実態調査によれば、集中阻害や授業秩序の課題が顕在化しています。例えばスウェーデン国立教育庁の義務教育終了段階の15歳を対象に行った調査があるんですけども、こちらの補足分析では、生徒の4割が自身のデジタル機器使用が授業中の気を散らす要因になると回答しています。また、カロリンスカ研究所など、こちらもスウェーデンの医科大なんですけれども、こちらといった公衆衛生研究所においても、過剰なスクリーン時間が睡眠の質の悪化や抑うつ症状に関連するといったことが指摘されています。

このような背景から、スウェーデンでは紙と鉛筆への回帰の動きが見られますが、これはデジタルを完全に否定する全面的なアナログ回帰ではありません。特定の用途、例えば、情報伝達、文章の編集、支援技術を用いた個別化学習などにおいては、明確な教育的効果が認められています。すなわち、北欧での動きは、デジタルかアナログかの二者択一ではなく、アナログを基礎とし、デジタルは厳密な教育目的に従属させるハイブリッドな設計への再編であると理解しています。この高度に設計されたハイブリッド化は、先ほどの調査で好成績を収めたシンガポールでも同様に重視されています。

シンガポールでは、デジタルが対面を代替するのではなく、補完の関係にあると制度上明記されており、2026年のAI導入に関しても、学習は引き続き紙を優先すると公的に明言しています。

文科省の次期学習指導要領に向けた論点整理においても、情報教育を進めるに当たっては、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえる必要があるとされ、デジタルキャリアか等の2項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して、1人1人の豊かな学びを充実させる視点が重要と明記されています。

町としても、これらの知見や国の動向を踏まえ、全面的なデジタル化に偏りのではなく、人間ならではの身体性や実体験、アナログを基盤として大切にしながら、デジタルを明確な目的に沿って効果的に組み合わせる高度なハイブリッド化を推進していく必要があると考えています。

これにより、次期学習指導要領が目指す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を通じた質の高い学びを実現してまいります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 世界的な傾向とそれを受けての文科省の対応、そして町はどうかについてのご検討ありがとうございます。今お話しされた内容は、総論的なこういうふう

に具体的にしていきますというお話でしたが、具体的にこういうふうな考え方でやっていきますというお話でしたけれども、具体的に今の現状置かれている子供たち、それぞれ問題があるのでというか、課題を抱えていたり、いろいろ学習の中で、タブレット教育をしていく中で、八丈ならではというのかちょっと分かりませんが、そういう実際にどのような対応をしていくかについて、教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ちょっと例で申し上げますと、昨日、大賀郷中学校の授業参観に教育長と教育委員と行ってまいりました。その際にも、全てデジタル機器での回答ではなく、紙を選びたい生徒については紙の選択でというところで学びのほうは自由な形でしています。また、支援が必要なお子さんですとか、教科によってはタブレットを活用したほうが効果的な授業もございますし、手を挙げて発言するといったことが苦手なお子さんについても、タブレットでの回答であれば、積極的な意見が言えるといったところもあるので、そういった利点を生かしながら、授業のほうは各学校で工夫されているというふうに認識しております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

我々もこのタブレット及びパソコンで理解をするようになって、ちょっと自分の思考回路がなかなかついていけない部分もあって、なかなかそれだけだと大変かなと。ぜひ小さな町では体験的なリアルな教育、リアルというか、現実的な紙と鉛筆の経験を積む。そして、だんだんそういうのが固まってきたら、そういった技術を生かした創造的な授業というのはいいのかなと私は個人的に思うんですけども、子供たちが伸び伸びと元気に過ごせるような仕組みをぜひ作ってください。

では、（2）に移ります。今のとちょっと関係してくるんですが、近年C h a t G P Tとか、新たな技術もどんどんバージョンアップして進化していっています。教育分野では、悩み事を気軽に相談したり、授業を共有するクラスメイトとして導入することが試行されています。ちょっと事件があったりして、C h a t G P Tに依存する人って結構いて、私の知り合いなんかでも、旅行行くんで何でもそれで決めて、実際に行くとちょっと違うなというか、そういうこともあったりして、そういった人工知能に間違えたじゃないと言うと、大事なことは人間に聞いてくださいと答えるそうなんですけれども、そういうこともあったりして、子供たちがそういうことを使う中で、教室内外での情報リテラシーや指導の在り方が大変重要になってくると思います。

特に、学校の教員の負担ってすごく大きくなると思うんですね。これについて、例えば子供が使う C h a t G P T とか、そういうことも含めて、情報リテラシーについてどういうふうに考えているか教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） C h a t G P T をはじめとする、生成 A I の進化に伴う情報リテラシー教育は、今後、極めて重要な課題と認識しております。文科省の初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドラインでは、生成 A I は人間の能力を補助・拡張する有用な道具になり得る一方で、偽情報やバイアスを含むリスクが指摘されています。

そのため、児童・生徒には、A I に全てを委ねるのではなく、出力の真偽を確かめる方法を学ばせ、最後は自らの判断や考えを持つよう指導する、情報モラル教育の一層の充実が求められています。

この点において、シンガポールの A I 情報方針が非常に参考になります。シンガポールでは、A I を無制限に使わせるのではなく、教員の判断、監督の下で、年齢や発達段階に応じたガードレールを設けて段階的に導入するという原則が厳格に運用されています。さらに、デジタル教育においては、単なる消費や安全中心のリテラシーから、創造や問題解決のためのデータ活用へと広げていくことが重要であると指摘されています。

これは、文科省が次期学習指導要領の論点整理において、情報技術の適切な取扱いや特性の理解を土台にしつつ、自らの人生や社会のために課題解決や探究ができるよう、情報技術を自由自在に活用する能力の抜本的向上を目指している方向性とも完全に一致します。

八丈町におきましても、生成 A I 等の導入に当たっては、教員と児童・生徒の人格的な触れ合いを教育の基盤に据えつつ、A I の仕組みやリスクを正しく理解させる指導を徹底します。また、教員に対しては、定期的に講習会等も行っております。私も参加いたしまして、かなりリスクを学ばせていただきました。

その上で、児童・生徒がデジタル技術を受動的に消費するのではなく、自らの思考力や想像力を拡張するための問題解決のツールとして主体的に使いこなせるよう、適切なルールづくりと丁寧な指導体制の構築に努めていきます。

（岩崎議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○8 番（岩崎由美君） はい、結構です。

○議長（山本忠志君） これから休憩に入ります。

再開は10時50分にいたしますので、時間までにはお集まりください。

(午前10時35分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時50分)

◇ 奥 山 幸 子 君

○議長（山本忠志君） 先ほどに続きまして、3番、奥山幸子君。

○3番（奥山幸子君） 町立八丈病院の経営改善について質問いたします。

八丈町の人口減少は、年々顕著になってきています。高齢化率も進んでいます。何らかの疾患を抱える高齢者も多いと思われ、病院の受診も減ってははいませんが、経営的には困難な状況にあると思います。

実際、令和5年度は5億、6年度は7億、7年度には8億円の赤字を抱えています。関係者の方々は、いろいろ月1回の会議とか、いろんなことで改善策を出しておられますが、その効果や今後の対策は妥当なものなのか、打開策はあるのか。その点の現状と将来像を説明していただきたいと思います。

1番、臨時診療科の現状と改善策について。タイトルだけ出しちゃって、中身が具体的になくて申し訳ないです。赤字診療科があるとのことですが、精神科と整形外科の現状はどうなっているのでしょうか。例えば、赤字、精神科をなくすとなると、精神科はオンラインですとか、整形外科は直接都内病院との連携に移行するのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 奥山幸子議員の質問に回答いたします。

まず1つ目として、臨時診療科の現状と改善策ということで、私のほうからご説明いたします。

現在、八丈病院では12科の臨時診療科を実施しています。過去に科ごとの分析を実施したところ、年度によりますが、12科のうち7科が赤字となることが分かっています。また、薬品費や看護師の人件費、医療機器の減価償却費など、科ごとの直接の経費として計上しづらいものも多数あるため、これらを加味すれば、赤字額はさらに大きくなります。

特に、本年度より医薬品の仕入れ値が薬価を上回る逆ざや状態の品目が多数発生してきて

おり、薬剤師収益への依存度が高い診療科については、一見黒字に見える場合であっても、実質的には赤字となっている可能性があります。

臨時診療における改善策としましては、オンライン診療への移行が現在の主な対策案となっております。現在、都立病院機構だけでなく、八丈町が日本郵政と包括的連携に関する協定を締結したことにより、郵便局スペースの利活用事業としまして、日本郵政系列の病院とオンライン診療の導入を検討しております。オンライン診療の導入の方式にもよりますが、島内に導入できれば、住民の医療サービスを継続しつつ、赤字の診療科における経営を改善することが可能となります。

先ほどご質問の中にありました精神科や整形外科に関してですが、診療科自体をなくすことというのは考えておりません。オンライン診療の要件でも様々ありまして、今回の診療報酬改定なんかでは緩和はされているんですけども、基本的に新患の状態から対面診療をやらない、全くやらないというのはなかなか難しいので、現在の診療科の中で、徐々にオンライン診療にできるようなものにしていくというような形が望ましいかと現在考えております。

1 番目の回答、説明については以上です。

○議長（山本忠志君） 3 番、今のよろしいですか。

○3 番（奥山幸子君） 1 番にご回答ありがとうございます。

何か郵政の事業所とオンラインにするというのと、あと、原則12科あってほとんどが赤字であってもなくすことは考えていないと。徐々に移行していくということでもいいですか。

はい。

それでは、2 番目に移ります。病床数の適正化についてです。

これも、これ、ちょっと資料を、部外者の、経営会議議事録を見たんですが、入院数が減少しているので、現在の52床から35床にするということですが、いつからそれを開始するのでしょうか。普通、入院数を上げることが改善につながると思うんですが、病床数を減らすと入院率は上がりますよね。だけれども、52床から35床に移行する制度的な問題とか、収益に影響があるのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 現在、八丈病院で実施している経営会議の議事録の中の議事をご覧になられたかと思うんですけども、現在52床ある病床を35床に、今おっしゃられた、その削減するという計画は一切出ておりません。恐らくその35という数字が、昨年度の病床利用率が35%だったんで、そこのところで、ちょっとうちの議事録がちょっと見づらか

った部分があったかなと思います。

なので、35という数字は、恐らく昨年度の病床利用率だと予測されます。そうなのですが、今年度も低い値が続いている中で、病床数に関しましては、コロナ禍以降の感染症対策としまして、八丈病院が東京都と感染症対策における措置協定というのを結んでいます。これによれば、新興感染症の発生時に、感染症用の病床を病院のほうで確保する必要があるなどありまして、東京島嶼唯一の公立病院としましても、病床利用率だけでは、先ほど申し上げた削減というのが図れない部分があると考えております。

また、八丈病院のほうでは、地域包括病床の来年度での再開というのを目指しておりますので、これらの動向を踏まえながら、今後、適正な病床規模、病床配置について検討している段階です。

以上、説明です。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 35%が減っているというのは認識はしていたんですが、病床数を減らすというお話を前に聞いたことがあったので、そのように聞いてしまいました。

入院数が減少しているわけですから、収益が減っているわけですね。それを増やす施策というか、そういうことをどのように考えていますか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 入院患者数だけでなく、ちょっと後ほどご説明しようかと思っておりますが、入院の患者数だけでなく、患者1人当たりの単価を今年度は重点的に見直しを行っています。患者数に関しましても、目標値を定めて今やっている中ではあるんですが、なかなかその目標値に対して、先般の診療報酬改定なんかもそうなのですが、現場の負担というのも増えているので、その辺の現場の負担も理解をしていただきながら、病床利用率に対しても改善していきたいと考えているんですけれども、一番の対策としましては、その単価自体を上げるということを現在、入院に関しては実施しております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 入院費の単価というのは、入院費ということですね。それと、もう一つ、何かアイデアが出ているんですが、それは入院の日数を延長させるということもありますよね。じゃ、何で延長させるかということ、今まで3日で退院させた人を、もうちょっときちんと入院後も問題なくなるまでに入院日数を増やすということで考えていいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） おっしゃるとおりです。おっしゃられたその入院日数、在院日数というのが、延べの入院患者数に変わってきますので、当院の在院日数というのは昨年度、全国のと平均してもかなり低い値でしたので、その辺を改善していきたいというような方針もあります。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 入院単価というのは、病院で決められるものなんですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 病院のほうで、入院に関しましては、施設基準というのがありまして、それを様々な人員の配置ですとか、体制によって、よりよい医療を提供できればよりよい単価になるというような制度です。なので、よりよい環境を整備しつつ、単価を見直していきたいというのが現状の一番の目標になっています。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） その資料を見ますと、昨年度は7,000万の赤字、入院患者の。そういうふうになっていたんですけれども、それは認識としてはどうですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 恐らく、前年比との決算値の予測との比較の数値のことではないかなと予測されます。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） そうすると、今までおっしゃられたアイデア、単価を上げて、延長するというので、今まで前年度から7,000万も収益が減ったということに対して、改善が見られるということですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） ちょうど先月の経営会議の単価見直しをさせていただきまして、その議事の中にも記載があったかと思いますが、ちょうど今月の経営会議に合わせまして、どれぐらい単価が上がるのかというのを会議の中でお示ししていくことになっております。ちょっと具体的な数字はお話しできないんですけれども。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 3 番目の質問で職員待遇ですね。その資料にもあったんですけれども、人件費や医療業務派遣委託料が上がっているの、大きくなっているの、人材確保の観点から削減は困難で、最も削るべきではないとことが書かれているんですね。それに対して

私も大賛成なんですね。

ただし、医師の給与は全国平均に比較して高いんじゃないかなと思うんですね。この資料も頂いたんですけども、これは正しいですか。

○病院事務長補佐（菊池裕介君）　そうです。

○3番（奥山幸子君）　そうすると、医師の給与は全国平均の178%なんですね。ちょっと高過ぎるんじゃないかなと思うんですね。病院の経営のことを考えますと、医師があつての病院ですから、それは大事なことだとは思いますが、ちょっと高過ぎるなと思っています。先生たちは十分に仕事をしていらっしゃると思いますし、評価も高いと思いますけれども、いろいろですが、この評価はいろいろですけども、経営改善に協力してやるという視点で、多少とも減額できないでしょうか。

○議長（山本忠志君）　病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君）　確かに高い水準にあることは認識しておりまして、ただしこの離島という特殊な環境の中で、先般も産婦人科医師の確保にかなり苦労したんですけども、そういった課題もありますので、基本的に現在医師の待遇を見直すということは考えておりません。また、その大元となっているものに関しましても、公務員になりますので、医療職の給与表に準じて、基本給に関しては決定した形になるので、現在、医師の給与に関して、減額しようというような考えは現時点ではありません。

○議長（山本忠志君）　3番。

○3番（奥山幸子君）　何十年も前から医師は離島にはなかなか来ていただけないということで、この金額でずっと維持していたと思うんですけども、やはり突出して高い感覚を私は持っていますし、そのように考える人も少なくはないと思うんですね。

だから、今の事務長補佐がおっしゃることはよく分かりますけれども、そういう声が委員から上がっているよということを一度は伝えていただきたいと思います。

（病院事務長補佐（菊池裕介君）「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君）　3番。

○3番（奥山幸子君）　次に移ります。4番目の無駄の削減ということですね。

町は再圧タンクの廃止を考えておられるようですが、これを廃止することで影響はないでしょうか。

○議長（山本忠志君）　病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君）　再圧タンクに関しましては、その使用実績としましては、

年に平均しますと1件程度となりますので、実際、直接的な影響となりますとそうなります。開設当初はなかなか近隣で今ないわけではないんですけども、潜水といった仕事をされたといった関連で再圧タンクを整理したという経緯もあるんですが、そういった実績数の減少ですとか、維持経費の削減といった目的で、現在廃止を考えております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 今年度から廃止されるようですけども、廃止することによって、どれくらい無駄を省くというか、そういう金額はどれくらいですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 直接的な保守経費というのが、その機器に関しては主なものになるんですけども、それに関しては、年にもよるんですね。中の機械を大幅に変えたりする時もあるんですけども、概算でいきますと200万から300万程度になります。ただし、それを管理している職員の人件費といった部分もありますので、あとちょっと話がそれてしまうんですが、安全性という面に関しても、現在長年八丈病院のほうで勤めております放射線技師がこれを管理しているんですが、その者しかなかなかその機器が管理できず、後継者もなかなか診療放射線技師という資格ではそれを管理することが難しいといった背景もあるので、今回廃止を決めたという流れになっております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 再圧タンクというのは、撤去するわけではないということですか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） そこは今ちょっと難航しているんですが、なかなかかなり大きな機械で、撤去しようとしているんですけども、撤去をしていただける業者を今探している状況です。再圧タンク室を置いている部屋ってかなり大きいので、なかなかその開設後から現在、先ほど申し上げたように、臨時診療が12科あったりする関係もあって、なかなか病院内で様々な事業を行うブースがありません。なので、本来であればそれを撤去して有効活用したいというのが病院としての意向になります。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 無駄を省くということなんですけれども、撤去するとすると、結構撤去費用がかかりますよね。それがまた負担になるか、一度で済むわけですけども、それをちょっと心配しました。じゃ、それで結構です。

それと、ほかの、毎年、毎年ではないかな、隔年かもしれないんですけども、病院内で

使っている機械とか、それから検査機械とか、それから点検とかで、物すごくお金かかっていますよね。その検査機械とか、医療機器というのは、結構早く交代しているように思うんですけども、年数で例えば10年もちますということだったら、点検とか、修理をきちんとして、10年を12年延ばせるとか、そういう努力というのはなさっていますか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 基本的には減価償却の年ですとか、あとは部費、その機器を維持するための部品供給がなくなるような場合もあるので、そうなった場合に更新していくという流れになっています。その八丈病院の減価償却といった値から見ますと、全国平均と比べても悪い値ではないと、病院のほうでは考えています。

今おっしゃられました維持する、長く維持する努力をしているかというのに関しましては、もちろんそれができる機器に関しては、そういった長年使っているような機器も多数存在しております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） じゃ、適正に使っているということでもいいわけですか。

（病院事務長補佐（菊池裕介君）「はい」の声あり）

○3 番（奥山幸子君） 何か機器の更新というのが物すごくお金がかかっているから、もうちょっと頑張って使ってほしいなとは思ったんですけども、なるべくその適正化というのを維持していただきたいと思います。

5 番目なんですが、これは7 番目の入院数の減少と同じなんですが、先ほど言ったことと同じなんですね。ほとんど病床数の適正化というところでお話ししましたので、単価を上げて入院日数を増やすということで、努力していくということでもいいです。

6 番目に移りたいと思います。訪問看護に係る人材育成について伺います。5 番ですかね。5 番かな。訪問看護の導入については、歓迎したいと思っています。広報か何か見ると、今年2 月から始めるということですか、もう始めたのかな。この訪問看護については、専門の看護師が必要とのことで、研修とか、そういうのは必要なんじゃないかなと思うんですね。その人材の確保と育成計画は進んでいますか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 訪問看護事業に関しましては、昨年度から開始しております。事業を拡大するに当たりまして、もちろん人材育成にも現在取り組んでおります。当院の看護科におきまして、育成計画を策定しまして、町として病棟業務に従事している看護

師に対しましても、こういった訪問看護の教育を実施することで、訪問看護に従事可能な人員数を増やしまして、継続可能な事業として進めているところです。

ただし、この医療職の確保というのは非常に困難であるため、現在慎重に少しずつ規模を広げながら進めている段階です。こういった様々な看護師さんにとって分野に従事できるというのは、中途採用の看護師募集においても強みになるとも思っておりますので、人材確保にもいかしつつ、事業を進めていければと現在考えております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 2 人の看護師が必要ということで、対象は、今事業を進めているということですが、その対象となる患者さんの数は何人ですか、今は。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 配置する看護師数としましては、この訪問看護ステーションとした場合ですけれども、2.5名、常勤換算2.5名とするというのがあります。最低限その人員も必要になると思います。対象の患者数に関しましては、現在規模を徐々に増やしているところではありますが、十三、四名といったところになります。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 私も資料を見たら11人程度と見たんですが、この訪問看護というのは、年齢関係なく対象になるんですよね。若い方でも対象となるんですよね、これは。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 一応広報ですとか、病院のホームページに載せているんですが、対象となる方のフローチャートみたいのをつくっております。なので、それを参照いただくのがよろしいかと思います。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 若い方でも大丈夫ということですよ。

（病院事務長補佐（菊池裕介君）「そのようにあてはまると思います。」の声あり）

○3 番（奥山幸子君） それをちょっと伺いました。

6 番目の内視鏡介助に係る看護師の追加雇用についてと、これも資料で拝見したんですけれども、内視鏡検査を八丈病院で実施していることは、住民にとってとてもありがたいと思っています。検査に当たって介助する人材が必要で、追加雇用の要望が看護師側から出ているんですね。ということですよ。

事務長補佐によりますと、住民への医療サービスの提供として進めてほしいという認識でいらっしゃるようなので、この事業の収益性に期待していますが、経営改善に寄与できるのか。また、その雇用については、実現性があるのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） この内視鏡の看護師に関しましては、まず収益の部分なんですけれども、その会議の際に出した資料によりますと、この半年間で200万いかないぐらいを予測しております。なので、収益的にそこまで大きいものというわけではないんですけれども、内視鏡検査につきましては、現在主に臨時診療で対応しております。こちらの回数が少なく、検査待ちとなる患者が例年多く発生しています。

ですので、看護科主体で人員を増やしてほしいという提案だけではなく、こういった問題に対応すべく、正職員ではなく会計年度任用職員として内視鏡を専門とする内科医師が常駐している本年9月末までの期間、検査可能件数を増やすために、先ほど申し上げました会計年度任用職員の看護師を追加採用したものです。この看護師さんに関しましては、以前から島内にいらっしゃる島内在住の看護師さんでした。

内視鏡の先ほどちょっと機器の経費の話もありましたが、内視鏡検査の機器に関しましては、減価償却費というのが非常に高額でありまして、この機器を有効活用しつつ、検査待ちとなる患者様が減ることにもつながりますので、実績についてはこれからになりますが、6月の予約に関しましては、ほぼ埋まっているといった状況になっております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 分かりました。そういう会計年度任用の職員の方が常駐して、島に住んでいらっしゃるということで安心しました。これは島の中でできる事業として続けてほしいと思います。

7番目かな、の新規事業についてですが、これについては、白内障の手術や抗がん剤治療、それから訪問看護、それから内視鏡検査、八丈病院はいろいろと取り組んでおられると思います。あえて新規事業があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 新規事業ですが、近年開始しました新規事業としまして、先ほど申し上げました訪問看護があります。また、現在細かなものですとか、現在検討中のものに関しましては、オンライン診療への、先ほど申し上げました移行ですとか、こちらもご質問の中にありました内視鏡検査の増設、あとは実際今実施はしているんですが、個人健

康診断枠の予約枠の新設、あとは現在ステーション化をしていないので、訪問看護ステーションの開設、この訪問看護ステーションの開設となりますと、ほかの様々な危険はあるんですが、高い確率で、以前ありました地域包括ケア病床の再開というのができるようになります。あと、こういった経営的な部分が問題となっておりますので、外部経営コンサル体制の強化というのも考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 新規事業に限らず、全体についてですが、今まで伺った町の取組、病院に対する取組で、令和8年度は経営的にどのようなあれを考えますか。経営的にまた8億円の赤字になるとか、そういうことではない。

○議長（山本忠志君） 病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） 経営的な部分に関しましては、実際に現時点でこれぐらいの医業収益に関しましては、医業の損益に関しまして、これぐらいの値になるだろうという部分までは算出できていないんですが、先ほどちょっと申し上げました経営の部分で様々な見直しを行っています。特に、病院のほうで、先ほど申し上げた施設基準というものの見直しを、これは過去最大規模で実施しました。まず、その施設基準を新たなものを取得したり、上のものを取得するを達成したんですが、そうなることで、様々な診療科の単価は上がることは間違いないと思っています。

なので、そういったものが、ただし、人件費の増加、地域手当の関連もあるので、そこどうなるかなんですけれども、収益に関しては上がる見込みで現在進めております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 今、上がるというのは、収益が上がるということ。

（病院事務長補佐（菊池裕介君）「収入が」の声あり）

○3 番（奥山幸子君） 今おっしゃられたような改善策で、全体として収益が多少なりとも上がるということで、よかったなと思います。赤字をなくすことは、以前、管理者がおっしゃったように考えていないと、不可能だから考えていないということで、それは理解していますし、それが目的ではないと思います。この島の現状に合わせて、コンパクトに効率よく機能し続ける病院であってほしいと思って質問しました。

これで終わります。

○議長（山本忠志君） 3 番議員にちょっとお尋ねしますが、7 番の案件は、これはほかの質

問の中で回答があったという解釈でよろしいですか。

○3番（奥山幸子君）　そうです。

○議長（山本忠志君）　それでは、3番議員の一般質問を終了したいと思います。

◇　山　下　則　子　君

○議長（山本忠志君）　続きまして、5番、山下則子君。

○5番（山下則子君）　こんにちは。私のほうからは2点あります。

福祉作業所や老人福祉施設を福祉避難所に。

昨年の台風で避難所に避難した住民の中には、家族の中に障害がある方がいたり、また、避難したくても要介護の家族を抱えていて、自宅から動けなかったという住民もいらっしゃいました。避難してきた住民への町の対応は、幼児のいる方などは保健福祉センターへ、介護が必要な方は八丈老人ホームに受け入れてもらうなど、そのときにできるベストなものだったと思います。すごかったなと思います。

4月から防災対策課が始動していて、これから福祉避難所をどこにするかなど、具体的にしたいと思います。その福祉避難所の中にプラスして、例えばちょんこめ作業所や八丈老人ホームなどと協定を結び、いざというときに福祉避難所として機能するようにしてはいかがでしょうか。それについて、以下2点について伺います。

1、福祉避難所について、どこになるのか決めているのでしょうか。

2、福祉作業所や老人福祉施設などを福祉避難所に準ずるところとして使用する考えはありますか。普段、通所している場所が避難所になっていれば、いつも顔を合わせている職員もいて、パニックを起こすこともなく、家族も安心と考えますが、町の考えを伺います。

2点目、旅先納税の具体化を早急に。

令和5年第2回定例会において、私は旅先納税を導入したらいかがかと質問いたしました。そのときの町の回答は、店舗の協力や費用対効果の検証、情報収集していくとのことでした。3年が経ち、検証や情報収集の結果はどうだったのでしょうか。また、今、復幸旅と銘打たれ、観光客が増加しているように感じています。旅行費用が安くなった分、では八丈島のために寄附しましょうと旅先納税が増えると期待していますが、町の考えを伺います。

以上、2点について、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君）　5番議員の質問は、一括質問一括回答型という通告ですので、まず1点目の質問に対して、防災対策課長、回答をお願いします。

○防災対策課長（土屋 巧君） 5 番、山下則子議員の福祉避難所の指定及び民間施設との連携、要介護者への避難対応について回答させていただきます。昨年、本町を襲った令和 7 年台風22号・23号において、被災された町民の皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、避難所の運営や福祉的ケアにご尽力いただいた関係各位、運営の福祉的ケアにご尽力いただきました皆様に心より厚くお礼申し上げます。

まず 1 点目の、福祉避難所の場所の決定状況と現在の要配慮者対応についてです。現在、地域防災計画で福祉避難所として指定しているのは保健福祉センターであります。社会福祉法人養和会様との間で、災害時における福祉避難所の設置、運営に関する協定を締結しており、先般の台風22号・23号の際にも、この協定に基づき、介護が必要な避難者の方々を速やかに受け入れていただきました。

また、町が直接運営する避難所の開設時におきましても、要配慮者対策としまして、具体的な運用を行っております。特に、認知症状のある方やおむつ交換などでプライバシーの確保が必要な方々とそのご家族に対しては、役場庁舎内の相談室などを個室として割り当て、対応しています。

この個別対応におきましては、部屋数に限りがありますが、基本的には普段の状況を一番よく知るご家族の方々に寄り添ってケアをしていただきつつ、町の保健師が各個室を定期的に巡回し、健康管理や必要なサポートを行う体制をとっております。

次に、2 点目の福祉作業所や老人福祉施設などの福祉避難所に準ずる場所として使用する考えについてお答えします。

議員のご提案の、普段から通い慣れた場所や顔なじみの職員がいる環境が、障害のある方やそのご家族にとってパニックを防ぎ、最大の安心感につながるという点につきまして、町としても共感し、非常に重視していると捉えております。

一方で、具現化に当たっては、幾つかの課題も存在します。例えば、ちょんこめ作業所などの福祉作業所につきましては、災害時に特定の多数の方々が出入りすることで、かえって入居者や通所者の方々の生活環境が脅かされ、混乱を招いてしまう懸念がございます。また、避難所へ来ることだけが避難ではないという観点も極めて重要です。在宅での安全確保が可能な場合の在宅避難や、あらかじめ親戚、知人宅などの安全な場所に避難する分散避難の考え方も必要であり、以前に関係者ともご相談、ご議論させていただきました経緯を踏まえ、一律に全て福祉施設を福祉避難所として開放することが、必ずしも適切ではないと認識しております。

今後の方向性といましては、これらの施設を単純に福祉避難所とするのではなく、特定の通所者やその家族、あるいは事前に登録された要介助者のみを限定的に受け入れる福祉2次避難所、福祉避難スペースといった位置づけで、個別に具体的に協定を結ぶことができないか、各施設の管理者様とご意見を伺いながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） 2番の質問について、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、私のほうからは、旅先納税の具体化を早急にとこの質問に回答いたします。旅先納税の導入についての質問として、店舗の協力や費用対効果の検証、情報収集をしていくとのことだったが、その結果はどうだったかについてです。

前回のご質問の際に、旅先納税について回答しましたがけれども、旅先納税は株式会社のギフトの登録商標になりますので、現地決済型ふるさと納税として回答いたします。

現地決済型ふるさと納税は、スマートフォンを使って旅行先や外出先において、その場で寄附を行い、即時に電子クーポンなどを受け取って、地域の加盟店で利用する仕組みで、現地決済型ふるさと納税を取り入れている自治体のホームページや現地決済型ふるさと納税運営会社からの聞き取りなど、情報収集を行いました。

費用対効果として、現地決済型ふるさと納税は、スマートフォンからその場で寄附を行い、即時に電子クーポンなどの返礼品を受け取れ、飲食店、宿泊施設、レジャー施設での支払いに利用できるため、消費の後押しに期待できることや物流コストがかからないことのほか、電子クーポンの利用履歴は自動でデータ化されるため、どの店舗で消費されたか可視化できるなど、マーケティングとしての活用も可能です。

一方、町には、システム導入の初期費用に加え、寄附額に応じた手数料がかかり、店舗側には電子決済の操作や対応が発生するため、加盟店の協力と理解が不可欠になります。

ふるさと納税については、本来の趣旨である、地域経済の活性化や地方創生へ回帰する狙いから、ふるさと納税に関する国の地場産品基準が改正され、今年10月から適用されることとなりました。当該地方団体の区域内において、返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたもの、当該地方団体の区域内において、返礼品などの製造、加工、その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものなど、制限が加わることで、お土産品を扱っているお店などで現地決済型ふるさと納税が使えない商品も出てくる可能性があります。

現地決済型ふるさと納税のメリットとして、お土産品以外に体験型返礼品など、メニューとして提供できますが、そのためには民間事業者の協力が不可欠です。観光協会とも、ふる

さと納税の新たな取組について意見交換を行いました。八丈島の旅を楽しんでいただいた人たちの思いが、ふるさと納税につながるものだと思います。今後、商工会との意見交換を行いたいと考えております。

2つ目の復幸割で観光客が増加しているように感じているが、旅行費用が安くなった分、八丈島のために寄附しましょうと旅先納税が増えると期待しているが、町の考えはについてです。

観光復興キャンペーンや集客キャンペーンなどで、旅行費用が安くなった分をふるさと納税してもらえれば、経済効果があります。町を訪れて付加価値な体験や特産品を購入してもらうことで、観光業、飲食業、交通機関など、町内の幅広い産業にお金が循環します。また、町での特別な体験や満足度の高い住民とのコミュニケーションは、その人を単なる返礼品目的の寄附者ではなく、町のファンになってもらい、継続して八丈に来島していただく可能性も高くなります。

1点目の質問でも回答しましたとおり、現地決済型ふるさと納税には、加盟店の協力と理解が不可欠なため、関係機関と検討してまいります。

以上で回答を終わります。

○議長（山本忠志君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（山下則子君） ご回答ありがとうございます。

最初の福祉作業所を福祉避難所にするというところで、お考え方は私もそのとおりだと思います。その方向に持って行っていただきたいんです。例えば、ちょんこめ作業所に通所しているAさんに対して、そこがいざというときの避難所になるというので、この人はちょんこめ作業所に避難できる。また、そこに通所していたとしても、自宅で大丈夫な方もいらっしゃるわけですから、その個々人において1人1人、ちょんこめ作業所を避難所としますよというところを個人個人で、この人はこっち、この人は自宅で大丈夫というふうにしていただくのが一番いいと思います。何でもかんでも福祉避難所ですよと言って、そこに行けばいいという問題のことではないんですよ。やっぱりそこに通っているから安心感がある、その方と締結するという意味のものなので、今後、そういう面で福祉避難所としていただけたらなと思います。

老人ホームについては、そういう締結があったということを知らなかったのもう締結しているのであれば、もうそれで結構だと思います。

それから、あとこれから考えるところとしては、ほかのデイ・サービスを行っている事業者さんですね。そこはどうするのかというところとか、そういうところも考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、旅先納税のことですけれども、やはり登録店舗等を増やしていかなければ、やはり八丈にお金は落ちないということだと思うんですね。それなので、例えばしまぼ通貨とかと連動している店舗はあると思うんですけれども、やはりもっともっと八丈に寄附をしていただくには、そういう事業者さんプラス、例えば宿泊施設だったら大きなところだけじゃなくて、小さい民宿のところもそういうことができれば、その場で宿泊料を支払うときに、1万円を寄附して3,000円バックできるというところのメリットというか、宿泊施設についてはそういうメリットがあると思うんですね。八丈にお金を落としていただくというところについては。

あと、やはり店舗については、観光協会もそうですけれども、やはり商工会と一緒にあって、大きな店舗から小さな店舗まで行き渡るというのが大事かなと思うので、そこで使えるよというところを増やしていくのが大事だと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、しまぼ通貨の、分かるところでいいんですけれども、しまぼ通貨の決済できる店舗というのは、島で何店舗ぐらいあるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 質問は何点ありましたか。

○5番（山下則子君） しまぼ通貨だけ。

○議長（山本忠志君） 再質問、1点だけ。

産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） すみません、ちょっと調べて正確な数字は出したいと思います。たしか60何店舗だと思いますけれども、またちょっと調べて。

○議長（山本忠志君） また再々質問ということで、どうぞ。

○5番（山下則子君） あと、企業課長にお聞きしたいんですけれども、これから八丈アプリ、観光アプリに、例えばこの旅先納税の物を入れていくという考えはありますか。

○議長（山本忠志君） これはどなたが回答しますか。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員の質問にもあったとおり、ふるさと納税、納税していただくという中で、まずは納税していただいて、町に現金が入るところと、我々が進めています政策、施策、産業振興とうまく結びつけば、その効果というのは2倍、3倍に

なると考えていますので、まずはそういった戦略的に納税をどうして頂くかという基盤をつくった上で、これはもう産業観光課、総務課と一緒に連携しまして、土台。また、これ必要なのが、観光協会さんだったり、商工会さんだったりの理解が一番重要な点だと思いますので、その辺はしっかり説明していきながら、一丸となって考えて検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 約になってしまうんですけども、136です。

○議長（山本忠志君） しまば通貨の活用店舗は136。いいですね。

じゃ、これにて午前中の分、閉じたいと思います。

午後のほうは13時、午後1時から再開いたします。時間までにお集まりください。

（午前11時41分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 浅 沼 碧 海 君

○議長（山本忠志君） 一般質問の続きを行います。

それでは、次は、9番、浅沼碧海君。

○9番（浅沼碧海君） よろしくお願ひします。僕から大きく2点質問させていただきます。

まず1点目、大坂トンネルの駐車場台、駐車スペースと言ったほうがいいですね。すみません、整備についてを質問します。

八丈島の観光名所の一つである大坂トンネルの展望台で、観光バスや住民も含めた多くの人が訪れる場所だと思うんですが、駐車スペースに明示がないため、中途半端な位置に駐車をしたり、事故につながりそうなケースを何度か見かけたことがあります。観光の方に分かりやすいよう、駐車位置のラインを整備することは可能かどうか、お伺ひしたいです。

○議長（山本忠志君） その件については、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 9番、浅沼碧海議員の質問について回答をさせていただきます。

ご指摘をいただきました大坂トンネル展望台横の駐車スペースにつきましては、町が管理する町道でございます。当該箇所は八丈町を代表する観光名所の一つであり、住民の皆様や多くの観光客が訪れる重要な拠点でございますが、議員ご指摘のとおり、以前引かれていた

駐車スペースを示す白線が経年劣化により消えてしまっており、駐車位置が不明瞭な状態となっていることを認識しております。

今後の対応といたしましては、観光バス並びに住民や観光客の皆様の乗用車が安全かつ適切に駐車できるよう、白線の引き直しを実施し、状況の改善を図ってまいります。具体的な整備内容につきましては、企業課運輸係のバス運転手に確認を行った結果、観光バスがよりスムーズに駐車できるよう、バスについては、新たに縦列で2台駐車できるスペースを区画して白線を引き直すことといたしました。併せて、一般の乗用車の駐車スペースにつきましても、これまでバス用とされていたスペースなども活用しながら、どなたにでも駐車位置が明確に分かるよう、ラインの整備を行います。

なお、施工時期につきましては、現在当該箇所の周辺におきまして、昨年台風被害による斜面の土砂や倒木の撤去作業を業者へ依頼しているところでございます。これらの支障物の撤去並びに道路脇の除草作業が完了した後に、白線の引き直しを実施する予定でございます。

今後も、来島される皆様や町民の皆様が、安全で快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

回答は以上になります。

○議長（山本忠志君） ただいまの件、よろしいですか。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

早いですが、2番目の質問に移ります。

八丈島の畜産振興について質問させていただきます。

ふれあい牧場での牛の飼育、民間でも放牧牛の飼育やジャージー牛、養鶏の管理等を八丈島では行っています。今後、八丈島がより魅力的な島になるための展開として、食肉の地産地消の拡大は、一つのポイントではないかと考えています。

また、島内の食料自給率の向上にもつながる点も踏まえて、畜産の発展について、町にお伺いします。八丈島には、東京都の中で2つしかない屠畜場があり、その活用方法の可能性も含めて伺えればと思います。

一問一答をお願いしていたんですが、近い回答になるかと思しますので、ちょっと3点まとめて質問させていただきます。

1点目が屠畜場の発展に関して、町としての見解をお伺いしたいのと、2点目が、今現在の屠畜場ではヤギの屠畜は可能かと思っておりますが、例えばヤギ以外の可能性はあるのか、また、できない場合、どのような修繕を行えば可能か。3点目が、この屠畜場の発展につい

て、町が考える問題点やハードル等があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 3点まとめて回答をお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それでは、9番、浅沼碧海議員のご質問の、八丈島の畜産振興についての、1から3についてちょっとまとめて回答したいと思います。

まず、（1）の屠畜場の発展は可能か、町としての見解についてなんですけれども、まず、八丈町の屠畜場については、これは令和3年6月10日開催の八丈町定例議会で、八丈町と畜場条例の一部を改正する条例というので、その中で、屠畜対象家畜の変更を行っております。具体的に言いますと、普通屠畜の対象をヤギ以外を対象から外していると。これが令和3年6月10日の議会で条例改正をしております。

この経緯といたしましては、2018年6月に食品衛生法、こちらの改正法案が可決され、2020年6月から食品を取り扱う事業者に対して、HACCPによる衛生管理の義務化が開始されました。ご承知かと思えますけれども、HACCPというのは、世界的に導入されている食品衛生管理システムのことで、危険を予測し、重要な工程を厳しく管理する、これまでの完成品抜き取り検査だけではなく、つくり方そのものの管理、安全を確保する、そういう考え方でございます。これにより、牛などに関しては、施設の構造上、解体する作業工程で衛生管理上の問題が生じるということで、令和3年6月10日で、ヤギ以外を対象から外しております。

具体的にどういったことが衛生上問題かといいますと、やはり床面接触による汚染防止、こちらの観点から、現状の屠畜場は建物の高さがそんなに高くない。そこにあるレールも、大型動物である牛を屠畜するには高さが足りないということで、牛などの屠畜は今現状不可となっております。これらのことから、現時点で屠畜場の発展というのはなかなか厳しいなという考えでございます。

（2）のヤギ以外の屠畜は可能かについてですけれども、今の説明のとおりで、ヤギ以外は現状はできないこととなっております。それでは、じゃ、どのような修繕を行えば可能かについてですけれども、やはり建物の高さ自体がそもそも足りないということで、やはり建物の建て替えというのが必要になるのかと思っております。

ご質問の中に、鳥などというものもあったので、こちらについてもちょっと説明したいと思います。鳥などについては、屠畜場ではなくて、食鳥処理場といって、また別の施設が必要となります。根拠法令もと畜場法ではなく、食鳥の検査法とか、ちょっと法令もそもそも

違う、建物も違うということで、鳥などについても、あそこの屠畜場で処理するのは厳しいとなっております。

3番目の町が考える問題点やハードルについてなんですけれども、今説明したとおり、屠畜場の建て替え、こちらには莫大な費用がかかると。それに対する維持管理費も相当な費用がかかると思われるので、そちらが最大のハードルになるのかなと認識しております。

現在、島内の牛の数が今119頭、ヤギも35頭となっております。費用対効果を考えた場合に、建て替えによって屠畜場をつくるというのは現実的ではないのかなと考えておりますので、町の問題点というのはやっぱり費用面のことなのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 9番、いかがですか。どうぞ。

○9番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。

八丈島の歴史や文化を考えると、一つ牛というのは大事な要素ではないかと思っているんですが、課長から答えがあったとおり、建物の構造上や衛生面を含めて、今現在の屠畜場の発展、改修は現実的にかなりハードルが高いということは分かりました。

今後、例えばですが、現在はふれあい牧場等の牛を卸先に卸して収入を得る流れだと思うんですが、今後、解体したものを、お金ではなくお肉等を八丈島に持ってこれるようにして、精肉屋さんも新しくできましたし、スーパー等で島で育てられたお肉を食べるというのは、今後の八丈島の価値や、完全ではないんですが、受給率を上げていく方向性に持っていけるのではないかとちょっと考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 現在、町で行っているのは、和牛貸付け事業というのを実施しております。こちらについては、子牛を生産、出荷により、使用者に対して、その送ったお金の収入になって、町のほうは牧場の使用料が町の収入が入っております。そのような中で、牛は大体生まれて4か月から6か月が市場に対しての出荷の適齢期となっております。この子牛は市場に出荷され、そこで競りをして、肥育牧場がその子を買って、そこで牛を大きくし、そこから肉用牛として精肉業者が買い取る流れとなっております。

現在はあくまで子牛を出荷して、子牛販売という形が町の実態となっております。今、碧海議員からのご指摘のように、直接例えば芝浦の屠畜場に持って行って、肉として買い取るというのは、ちょっと今は現在町でやってはいないんですけれども、そこについては、そういったことが可能かどうかも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） 9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ありがとうございます。

気候変動や世の情勢、身近でいえば渡航便の欠航等に対応していくために、島の島内の食料自給率を上げていくということは、一つの島としての魅力や価値、また、東京都の一つのモデルケースになるのではないかと考えています。

最後にもう 1 点、ちょっと質問させていただきたいんですが、畜産からは離れてしまうんですが、例えばお肉よりも身近である魚や野菜に関しても、例えば昔は物々交換のような時代もあって、手にしやすいものだと思っていますし、今現在は野菜でいえば、えこ・あぐりまーとができて、また、個人で野菜を販売する人も増えてきて、少し環境の変化等もあるのかなと思うんですが、数年前に移住者の方に言われた言葉がずっと心に残っていて、八丈島に自然豊かな環境を求めて来たのに、八丈島の新鮮な野菜が手に入らず、スーパーで初めて送られてきた野菜等を手にする機会が多いと。島民であれば当たり前に入れたものも、移住者等、やっぱ関係性がないとももらえないという話を聞いて、それでなるべく島の新鮮な野菜を関係性ではなく、移住者等も含めたいろんな人に、購入を通して野菜を届けられないかというところで、昔、旧末吉小学校、海・山・暮らし館を借りて、末吉市場というイベントをやったりもしました。

立地上、大量の野菜を作ったりするのは難しく、野菜の種類も限られ、利益のことを考えると品種を絞り、島外の輸出等が優先されるとも思うんですが、例えば今後、島内消費の流れをするために、例えばお魚や野菜等のサポートを行い、島内消費も、八丈町の魚や野菜等の島内消費も促していくような流れがつかれないかと考えているんですが、もしご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 今ご指摘の島内商品のことについてなんですけれども、具体的に今、町で島の野菜を島内消費するに当たって、何かそういったサポートというのは特に今はないです。

ちょっと今後、どういったサポートできるか、そのサポートするべきかどうかも含めて、検討が必要なのかなというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、9 番。

○9 番（浅沼碧海君） 大丈夫です。ありがとうございます。

◇ 山 下 巧 君

○議長（山本忠志君） 次に進みます。10番、山下 巧君。

○10番（山下 巧君） 末吉の台風災害復旧復興についてお尋ねします。

昨年10月の台風災害の後、八丈町の観光施設は一部を除き平常の稼働体制になっております。（観光コース、宿泊、温泉）。3月議会で末吉地区土石流災害の復旧復興について質問しましたが、その後の経過についてお尋ねします。

3点ありますけれども、一度に話しますので、個別に回答ください。

1番、土石流対策。

2番、河川堤防工事。

3番、八丈島の海・山・暮らし館の再建、また、地域住民からの聴取した意見等があれば、伺いたいです。お願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、ちょっと待ってください。企画財政課長、準備ゆっくりやってください。

それじゃ、防災対策課長。じゃ、課長、お願いします。

○防災対策課長（土屋 巧君） 次の土石流対策、河川堤防工事期間についてということですが、こちらの事業につきましては、東京都の八丈支庁の事業となっております、こちらのほうで現在進めている事業となりますので、詳細につきましては、八丈支庁のほうにお聞きいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、準備いいですか。

課長、お願いします。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみませんでした。私からは3番目の海・山・暮らし館についての質問に回答させていただきます。

現在、海・山・暮らし館は館内の土砂撤去が完了しまして、今回の補正予算でも計上しておりますが、これより運動場にある土砂の運搬を進めてまいります。この運搬作業が今年8月頃までかかる見込みとなっております。

この暮らし館の施設の今後につきましては、今回起きた土砂災害の検証結果、八丈町公共施設等総合管理計画における施設の方針などを踏まえまして、施設方針にあるとおり、末吉地域住民の意見を聞きながら、検討を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 10番、何かありますか。

○10番（山下 巧君） ありがとうございます。

前回、海・山・暮らし館を復旧のシンボルという冠をつけて、復旧を急いでもらいたいと思ったんですけども、まだ住民の意見も聴取されていないんでしょうかね。復旧に20年、30年かかるとしたら、末吉地区の衰退はもう大変なことになります。ぜひ、こういう海・山・暮らし館のような施設が拠点となって、島の観光の、末吉の活性化にもつなげていただきたいなと思います。

5月7日に、東京で議員懇談会がありまして、その後、都議と、それから向こうの財政の方とお話する機会がありましたんですけども、全て八丈町からの強い要望で都は動きますというお話でしたので、今や入札不調、業者不足、いろいろ、いろんな事情があって、みんな遅くなっているというんですけども、町からの働きかけを強くしてもらって、住民の、末吉の人も、町頑張っているぞと、そういう意気込みを見せていただきたいと思います。そうしないと、数十年かかるんだったら末吉に家を建てるのをやめようかなと思っちゃったりするかもしれませんので、あくまでもこれは東京都への要望を強くしてもらいたいということなんですけれども、これについてひとつお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、暮らし館ですが、我々が一番大事に考えているのが、やはり末吉地域住民の意見だと思います。施設の総合管理計画でもお示したとおり、町の公共施設の縮減を今、図っている最中です。総合開発審議会に諮りました施設のABCランクにおいて、近くにある末吉公民館をBランク、複合化、機能統合化ということを考えなければなりません。

なので、暮らし館だけを見据えるのではなく、今後の末吉地域をどう活性化していくか、どのように発展させていきたいかというところをしっかりと住民にお聞きしまして、そういった機能を持たせるような暮らし館、暮らし館をもう一回立て直すとしたら、整備していけないといけないと考えていますので、どっちかという町が主導というよりは、地域の方がこれから末吉地域をどうしたいというところをしっかりと我々踏まえまして、しっかり進めたいと、「ともに支えあうあたたかい町」なので、住民の声を聞くのはもちろんなんですけど、住民の思いを酌むというところが私は大事だと思っていますので、復興計画もAI使っていませんので、そこの思いを酌むというところの部分は、我々、AIよりもたけていると思っていますので、そういった末吉住民の思いを酌んで、もし建てるならよりよい施設を

一緒に、末吉地域住民の皆様と一緒に考えていければと思いますので、それが整ってから、都にはしっかりと要望を、議会の皆様と一緒に要望いければと思いますので、その時はよろしく願いいたします。

（浅沼（碧）議員「末吉地域としての動きみたいなのは、望んでいるのはどういう」の声あり）

○議長（山本忠志君） 一般質問なので、9番は発言を控えて。

10番、いかがですか。

○10番（山下 巧君） すみません。じゃ、まだあまり住民との意見も交わされていないということで。航空写真、ドローンの写真見ますと、何であんなところに、町営住宅があるんだろう、プールがあるんだろう、消防詰所があるのかなと、本当だったら上から一気に海に流せるように、あそこは確保しておくべきだろうと思うんですね。

小学校については、壊れてはいない、窓は壊れているけれども、しっかりしていますよね。修繕だったら許可が出るんじゃないですか。更地にして建て直したら、危険だからやめなさいということになりますよね。その辺を考えてもらって、できるだけ早く末吉を活性化するようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） という要望と受け止めてよろしいですか。

○10番（山下 巧君） 要望という言葉は使ってはいけないと言われているので、聞かないでください。要請です。

○議長（山本忠志君） じゃ、そのように受け止めて、10番議員の一般質問を閉じたいと思います。

それでは、次に移りますが、次の質問は私でございます。議長を副議長、浅沼憲春副議長と交代いたします。

○副議長（浅沼憲春君） 議長を交代しました。

◇ 山 本 忠 志 君

○副議長（浅沼憲春君） それでは、一般質問を再開いたします。

12番、山本忠志君、お願いします。

○12番（山本忠志君） 私から2点ほど通告させていただきました。いずれも教育に関わるので、これは私が議員になったときから、町の教育についてはできる限りの要望をしていこ

うと思って、もうこの一般質問の場に立てるのも、もうそろそろ終盤、終わりに近づいてまいりましたので、こうさせていただきました。

まず1点目は、簡単に結論から言いまして、町立学校の図書館に司書を配置していただけないかということでございます。

子供たちにとって1冊の良書と出会うことは、未来へ羽ばたくための翼となる大事なものでございます。発達段階に応じた様々な場所を準備して、また、子供たちに提供していくと、町の教育行政の重要なミッション、重要な責務の一つではないかなということでございます。

これにつきましては、文部科学省のほうといたしましても、第6次学校図書5か年計画というのを2022年に発表いたしました。今は26年で最後の5年目に当たっておりますけれども、その策定して、世に言う5か年計画の中で挙げているポイントが3つありまして、1つは、図書標準の達成と更新と、要するに図書をしっかり整えようと。それで、状況に応じてしっかり更新しろと。いつまでも古いままにしておかないで、それをやれと。それが1つ目です。もう一つが新聞の複数紙配備、これは1紙だけではなくて、複数の新聞を学校図書館には設置しなさいよと。3点目が、学校司書の配置。この3番目のことについて、町の考えを伺いたいと思って通告いたしましたけれども、それに対しましては、文科省といたしましても、ただではないよと、国でもちゃんと予算を考えていますよということで、5か年で合わせて2,400億円、単年度でいいますと480億円と、これは国のお金なので、じゃ、果たして町にどのくらい配置されるかというのは、交付されるかというのは分からないところでございますので、それだけ本気で文科省も国も考えているテーマの一つだというふうに私としては受け止めております。

これは最近、先ほど8番議員の一般質問にもございましたけれども、デジタル化の進行によって、紙の本というか、紙の文書に関わるケースがどんどん減っていった、私は不読率という言葉を使った。ふさわしい言葉かどうか分かりませんが、子供たちの不読率が高まる一方で、例えばうち、私は孫が2人いますけれども、時々、誰々ちゃんは今どんな本を読んでいるのと聞きますと、本を読んでいないと言うんですね。みんなスマートフォンかパソコンで聞いちゃうから、1冊も読んでいない、ほとんどね。1か月どのくらい読むのって、1冊も読まないとお父さん、お母さん、私の子供ですけれども、はっきりお父さん、お母さんは買ってくれないのと聞いたら、スマホのことはやってくれるけれども、本は買ってくれないと、こういう状態で、世の中全体そういうふうになっているんじゃないか。

つい最近、昨日の新聞でしたかね、文科省では、今、学校の教科書、デジタル教科書の導

入を考えている最中なんですけれども、それに対して多くの教育関係者が疑問を投げかけていると、そういう傾向もございます。

先ほど教育課長の見事な答弁がありましたけれども、まさに課長の言うとおり、デジタルばかり頼っていて、子供たちの読解能力、あるいは文章の底に潜んでいる微細な感情表現といいですか、思いを表現するということでは、デジタルがかなわないものがやっぱり紙のものにはあるんじゃないかな。

それを手助けするのが、僕は各学校図書館あると思うんですけれども、それを専門に担当する司書の配置だというふうに思って、この質問を上げました。

質問の1番目は、まず最初、本町立学校に配置されている図書館司書の現状について、まず1点お伺いいたします。課長、お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、1つ目の質問に回答します。

町立図書館では、図書館法に基づき、公共図書館サービスの一つとして、学校支援プログラムを展開しています。学校司書としては配置していません。学校支援プログラムで実施している内容は、図書館見学、職場体験の受入れ、出張授業、学校図書館運営支援です。

ほかにも、町立図書館の蔵書を活用するため、団体貸出しのルールを改正して利用しやすいように努めました。選書のアドバイスや書架の配置など、学校の課題に合わせて丁寧に対応しています。特に、団体貸出し冊数は年々増え、学校ごとに購入しなくても、多くの本を読むことができるので、購入事務手続の負担軽減や予算面でも利点が多いと考えています。

また、図書館で廃棄する児童書などで使用可能なものは、必要な学校へ移管することで、環境にも配慮する相互利益が生まれています。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） 今、課長のお話で、これは学校の裁量によると思うんですけれども、いわゆる司書教諭という形、教諭が司書の任を兼務するということも可能かと思うんですけれども、こういう配備は町立学校でしておられないんですか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） もちろん、司書教諭という形で、学校図書館のほうの利活用を進めている学校もあります。学校が6校あるので、そちらの進捗状況についてはまちまちなんですが、また、児童・生徒も図書委員として、図書館の利活用を積極的に行っているので、今現在で町の町立学校と、また、図書館の学校支援プログラムといったところで、今はうま

く回っているのかなというふうに、教育課としては認識しております。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） 今まずそれは私も学校現場の経験ありますから、それはよく分かりますけれども、やっぱり司書教諭と、いわゆる資格を持ったいわゆる学校司書というのは、根本的にやっぱり違うので、大体国語の先生になるのかな、一概には言えませんが、今、司書教諭と、司書の資格を持って司書教諭の任に当たっている司書教諭というのはいらっしゃいますか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今ちょっとこの場で何人いらっしゃるかというのはあれなんですけれども、履歴を見ますと、司書の資格をお持ちな先生方は実際に何人かいらっしゃいます。その方が司書、図書教諭、司書教諭となっているかはちょっと申し訳ありません、今この段階でちょっとお答えできません。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） 現状はそういうことですよね。教諭が司書に当たるというのは、自分の教諭としての本分の仕事もあるわけで、それプラス司書となると、負担が過剰になったり、本当はこういうサービスもしてあげたいけれども、行き届かないということもあるかと思うので、そこはやっぱりちょっと無理があるかなというふうに感じているところです。

2番目の質問に入ります。

これは教育長にちょっとお伺いしたいんですけれども、国で定めた第6次学校図書5か年計画、今年度は5か年のうち、もう今年2026年は5年目に当たるわけなんですけれども、文科省で打ち出しているこの計画について、教育長、八丈町教育行政のトップにいる者として、どのようにお考えなのか、お考えを伺いたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 教育長。

○教育長（大澤道明君） では、山本忠志議員の2番目のご質問ですが、先ほど出たデジタル教科書、2030年度ぐらいに実際、全国にと考えているようなんですが、各都道府県のいわゆる校長会長、八丈でいえば三根小、川畑校長なんですが、そういった方へのアンケートを出しているんですね。デジタル教科書をどのように配備したらいいのかという質問の中に、やはり危惧されているのは、小学校低学年はデジタルと紙ベースのものを同時に使わないと、知識の蓄積に非常に困難であるという回答が出ているそうです。

特に、高学年になれば、英語であるとか、数学であるとかは活用は、なんですが、特に低

学年の基礎部分では、その辺はまだまだ考えてほしいという答えが出ておりました。

先ほどの司書教諭のことなんですが、私も校長の頃、資格をお持ちの先生には、図書館へということだったんですが、中には図書もやりたいけれども、ほかにもやりたい、自分の能力、スキルを生かしたいというような先生もいて、免許、資格を持っているから、そのまま図書館へということができない取組でしたので、ご報告させていただきます。

ご指摘のあったこの計画は、3本の柱ほどありましたが、各学校の今の蔵書を調べてみたんですね。実際に標準の蔵書数値数が決まっていて、八丈島でいうと小学校が約5,080冊、中学校が5,440冊、これ、クラス、学級数に合わせて決められている数値です。基本、絶対これしなさいということじゃないんですが、先ほど議員がおっしゃったように、どうやってそれに到達させるかという問題も入ってきます。

実際には、小学校が今や121%の蔵書数があります。ただ、中学校は74%の蔵書数なんです。例えば皆様ご存じかもしれませんが、大賀郷中なんかは図書館、図書室ではなくて、2階フリースペースに置いてあると思うんですが、そういったところでゆとりを持って読書をさせたいというような考えもあり、あそこで大体60%を切るぐらいの冊数になっているのは事実です。平均すると、今申したように74%程度ということですよ。

実際にガイドラインに明記してある刊行後、もう古くなった情報、もう今では使われていないようなデータ等は、これはもちろん排除しなきゃいけない。先ほど議員もおっしゃっていました。それを、後ほどもやりますが、町の図書館司書の資格を持った者が、学校に出向いて一緒に見て、その必要性をよく考えて、定期的に、例えばもうこれは処分したほうがいい、それに代わるものを入れたほうがいいというようなこともやっております。なので、これについては、購入図書数が間に合っていないところも現在ありますけれども、進めているところです。

それから、図書館への新聞の配備ですが、基本的には各校1紙、毎日とかですね、なんですが、それを毎日、朝日、日本教育新聞、七島新聞等を全部集めてフリースペースに置いたり、教室に配備して、特に国語と社会の授業でタブレットと併せて、この新聞等を使って、今のニュースというんですかね、例えば七島新聞であれば島嶼の関係の知識を入れていけるので、あれは非常に良いという先生がいました。それから、私もいつも読んでおりますが、日本教育新聞、これは多分、山本先生も読まれていたかと思うんですが、ここにも先ほど出た、いろいろな情報ですね。デジタル関係の情報等もあって、いろんな方の考えが書かれておりますので、これを先生が読み取って授業に少し使うとか、研修会で使うということもし

ている学校もありました。

なので、一挙に複数の新聞を置いているかという点、実際置かれておりません。図書館への配備も、実際にはほとんどないと。今言ったような子供新聞、中学生新聞とか、そういったものは置いてあるところはあると思いますが、一般に出ている新聞紙に関しては、あまり置かれていないというのが事実です。

それから、3つ目の学校司書の配置、これは先ほど課長のほうからも回答があったので繰り返になってしまうこともあるんですけども、先ほど言ったように、司書免許、司書の資格を持つ八丈町の職員が、学校と連携して取り組んでいます。これは本当にいろんな考え、アイデアを持って、各学校、特に4月に新しく赴任された先生方には、島の図書の教育を知ってほしいというので、先ほどもあったと思いますが、支援プログラムを配布して、説明を行っています。そういった中で、子供たちに向けてのサービス、小学校1年生にはオリエンテーションをして、たくさん本を読もうねというような指導であるとか、本のよさを教えていたり、依頼があれば出張授業、出前授業、教職員向けのサービスのほうでは、資料の相談、学校図書館の環境整備等もやっています。

本当に大事なのが、先ほど言った環境の整備、何が必要で、何がある。ある職員が言っていたんですが、今の町の図書館、非常にすばらしいですね。特に配置がすばらしいと言っている職員がいました。うれしかったんですが、欲しいものが欲しいところにある、コンビニじゃないんですけども、やっぱり欲しい、見たい、読みたいものがそこにあるというふうな整備も町では進めていきたいと。我々は全然着手していないんですが、職員の努力に感謝しています。

整備相談として、その廃棄であり、購入図書だと、そういったものを相談に乗ってやっていますけれども、実際にはなかなか進み切れない部分がありまして、私の見解としては、限られた行政の人材の中で、学校の蔵書をデータベース化して、学校同士が貸し借りできるようなものを構築したい。三原中は実際データベース使っているんで、あと1つの中学校がそれができると、コンピューター上でどういう資源のものがあるか、どういう内容のものがあるかをお互い確認できるので、そういう貸出しもして行って、不足分を行っていききたいなと思っています。

最後なんですけど、この5か年計画が始まった頃、町の図書館、4万冊を目指そうという形でやってきましたが、現在の蔵書数ですが、児童書1万3,872冊を含めて、4万5,333冊蔵書されております。ぜひ皆さんも図書館へおいでください。

以上であります。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） ありがとうございます。

図書の蔵書の確保という点と、それから、新聞についても、図書館には置いていないけれども、空いているスペースにそういう工夫して置いてあるというのは、僕はすばらしい取組じゃないかなと。やっぱり一番不満なのは、司書の配置が不十分だということですよね。これはやっぱり島の中に図書の資格を持っている人、幾人いるかなと、これも僕知りません。

これ、あなた、個人的に課長、知っていますか。

○副議長（浅沼憲春君） 課長。

○教育課長（田村久美君） 全てを存じ上げているわけではありませんが、司書の資格をお持ちの方はかなりいらっしゃいます。

○12番（山本忠志君） 多分僕は島のネットワークを使えば、そういう方もいるんじゃないかと思うんですよね。本来ならば、毎日図書館に司書の方がいればいいと思うんです。けれども、それもなかなか財政的にも人事面でも厳しいと思うので、僕は例えば小学校に1名、中学校に1名司書の方がいてね、曜日を決めて、週に1回あるいは週2回通いの司書があれば、それでも僕はかなり効果が上がるんじゃないかなと思うんですね。

万が一それも無理なら、小・中学校で最近では例えば三原小・中学校、三原学園なんかはもう1校ですから、そこにはもう週に1回行けばいいのかなと、そこは1校と考えてもいいと。ほかの今後、三根小と富士中も一体の建物一緒になる計画もあるようですから、そこにも僕は司書を週に何回か入れるってやれば、最低1人でも司書があれば、1週間のうち何回かはいろんな所に通って、随分子供たちの読書の能力って高まるんじゃないかと思うんですけれどもね。ベストじゃないですよ。ベストではないけれども、ベターな選択として、町でも取り組んでもらいたいなと思っております。

ということで、お金はかかる、これはだから、正規町の職員ということではなくても、会計年度の任用職員を充てるということでも可能じゃないかというふうになると、ここはやっぱり町長さんの出番で、ちょっと町長が一言、来年度から入れますよとここで言えば、それでもう決まるんですけれども、どうですかね。期待を込めて質問しているんですが。

○副議長（浅沼憲春君） 町長。

○町長（山下奉也君） その1人でもということを知ったかっただけなんですけれども、6校という絶対無理だという回答をしたいなと思っていたんですけれども、学校司書の役割、重要性

は十分認識しているつもりです。また、東京都の都内の区部市部、ほとんど常勤の司書じゃないというのを私、昔、人事をやっていて、八丈で司書を募集した経験がございまして、なかなか集まらなかったという経験もございます。

そういうことで、島嶼部では今、学校司書は配置はないということを聞いています。本当に司書の資格を有する人材の確保というのが、一番困難かなと考えております。また、先ほど教育長も答えておりますけれども、各小・中学校に配置するという形にとらわれることなく、今現在は学校支援プログラムということで、教育課長も答えておりますけれども、そっちを重要視、充実させようということで、図書館と学校が一体となった子供の読書への関心、そういうことを高めるという方針で取り組んでいるところですが、議長が言われるように、今6校、小・中学校、6校あるわけですが、そういう中の図書館の司書も、図書館をやりながら学校司書の仕事ですか、そういうことを陰でやるということも結構大変だと思いますので、会計年度任用職員のそういう活用の仕方があれば、取り組んでいきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） 前向きな回答ありがとうございます。

本当は、本当のことを言えば、全校で欲しいんですよ。町のいろんな状況があると思いますので、今の町長の回答は前向きに取り組むというふうに受け止めて、来年度からの配置をお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

これは義務教育費の公費補助という質問でございます。保護者負担の軽減というふうに書いたんですけれども、本当は僕はこうは書きたくなかったんですよ。子供たちが学校で全員一斉に使うものについては、僕は全て公的補助の対象にすべきじゃないかなと思っています。

実は、9年ほど前に、2017年、まだ私議員なりたての頃でしたけれども、学校給食は教材じゃないですか。食育という言葉も当時ありましたよね。食の望ましい食習慣とか、楽しい食事を食べるとか、あるいは食事の栄養素を学ぶとか、そういうために学校給食が学校の教材だよ。ついては、町でしっかり補助してくれないかというふうに要望の質問を一般質問しましたけれども、当時の誰とは言いませんが、子供たちの食事は家庭の責任で行うべきものであると。もう、けんもほろろ、そういう回答でございました。当時としては仕方なかったかもしれないですけども、今はどうですか。

まず、今年4月から小学校の給食費は国で面倒を見るようになりましたね。中学校も今検討中です。その前、国がそういうことをやらないもんだから、東京都の東京都知事がもう数年前から始めています、小・中学生をただにしてね。何でこんなことしているのかと、これは保護者の負担軽減ということはバックにあるんですけども、僕はむしろ給食の食材は教材だというふうな考え方はどこかにあるんじゃないかなというふうに思うんですね。みんな同じものを食べるんですから、同じものを提供するんですから、これは公費で負担すべきものです。

今、僕はあの時、約10年前に質問した給食費の無償化というのは、間違ったことは言っていないなかなと思っただけ。また今日は別のことを言いますが、そういう観点で考えると、例えば子供たち、小学校入るときに、みんなランドセルを買いますよね。大体の子がランドセル、ちょっと形が変わったランドセルもありますけれども、アマゾンなんかで見ると値段もいろいろありますけれども、あれが全国平均で見ると1つ5万8,000円と書いてありました。大体アマゾンを見ると大体3万円ぐらいが相場みたいによく売れているのはその辺らしいです。それにしても大層な額です。

それから、中学校に入るとき子供たちは、正式には制服とは言わないんですけども、標準服といいますけれども、みんなどの中学でもみんな買いますよね。これは男の子が4万7,000円ぐらい、女の子が、最近は女の子がスラックスを穿く子もいて、ちょっと値段変わるんですけども、およそ4万6,000円。それにプラス、ジャージですね。体操着。上履き、運動靴等々を考えると、5万円ではちょっと足りないぐらいかな。その代わり、入学時には、ほかにもありますけれども、学校に長くいたので、親御さんたちがどんなにお金がかかるか、つぶさに知っていますよ。教材費というのがあるんですよね。参考書ですとか、問題集ですとか、資料集とか、みんな同じものを持つんです。みんなそれは受益者負担という名目で、親から金払ってもらわなければならない。みんな同じのを使うのに、何でこれ、教材なのに何でこれ無償化で与えないのかな、ずっと疑問に思っている。

つい先日、某小学校、中学校に聞いてみました。いまだにその形が残っていて、中学校、小学校でおよそ20万ちょっと。それから、中学校でも十五、六万は年間、3年生まで考えるとかかるんですよね。あと、移動教室とかもかかると言っていたかな。中学校で修学旅行のお金もかかりますよね。相当な補助を頂いて、半額ぐらいの補助を頂いて、それだけかかるわけなんです。

ですので、これはちょっと通告した文書とは流れてしまいましたけれども、その保護者負

担という側面もあるし、改めて教材の一つという考えで、そこは町としても、大なたを振って、10年後を見越した予算を配当してもらえないかなというのが、この質問の趣旨でございます。

これも先ほど言いましたけれども、100%出れば一番ベストなんですけれども、必ずしもベストでなくても、ベターな選択でもいいので、幾らかでも保護者の負担を軽減するような対応してもらえないかということで、この質問を通告させていただきました。

まず1番目が、小学校のランドセル代、中学校の制服代、まず、入学当初にかかる莫大なお金があるんですけれども、このことについて、補助の対象とできないものか、全額でなくでもいいんですけれども、半額でもいいと思うんですけれども、課長、いかがでしょうか。お伺いします。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 現在、経済的に支援が必要なご家庭には、修学支援制度があります。ご存じだと思いますけれども、学用品でなく、修学旅行費や卒業アルバム内などもその対象になります。

去年6月に、物価高による影響を踏まえた保護者負担軽減のため、教育委員会等が対応を検討するように、文部科学省から通知が実はございました。12月には、全国知事会が教育の無償化は本来、国の責任において実施すべきであり、地方に対する負担を唐突に示されたということで、国に対して抗議意見書を提出しています。

一方で、今年から高齢者を含む全ての方の医療費から子育て支援金が天引きされ、その拠出金は児童手当の拡充等に充てられるなど、社会全体で子育て世帯を支える仕組みができています。

保護者負担の軽減例として、茨城県の日立市では、1975年、かなり前からです。ランドセルを無償配布しています。このランドセルというのが、通常のランドセル、よくある革のではなくて、リュック型の独自のランドセルになります。ですが、全国的な広がりとならないのは、選択の自由や多様性の尊重、また、財政バランスといった課題があると推察されます。中学校の制服など、安価とは言えないものもありますが、町では限られた財源の中で、効率性や公平性を考慮して検討してまいります。

以上になります。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） そう簡単ではないというのは分かるんですけれどもね。せめて入学

当初の、入学当初はやっぱりお金かかりますよね。先ほどのランドセルや制服、そのほか、上履きやら、中学校だとネクタイも要りますしね。小学校だとショルダーバッグでしょう。防空頭巾だとかね。今まで必要なかったものが、小学校に入る、合計して幾らかかりますよと、ちょっとそのことを考えて予算化していると思うんですけども、そこは僕は町立学校として、小学校入学と中学校入学されるときには、そういった何か、全額とは言わなくても、あってもいいんじゃないかなと思うんですけども、これについては教育長はいかがですか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育長。

○教育長（大澤道明君） 私も実は山本議員からこの話は随分前に一度お伺いしたことがあって、いろいろと聞いたり考えたりしていました。実際に私が町に入って学校現場と全く違うなと思うところは財源のことです。正直言って、校長の頃は要望することばかりで、これはできない、あれはできない、正直言っていました。子供のことを第一に教育課等やってくまして、安全に関するものはいち早くやってくれました。

が、こういった物品関係になると、これを出すのにいかに補助金を、いかに財源をとったときに、私も実はちょっと頭を抱えてしまいまして、本来はまだ結果が出ていない状況です。

ただ、議員がおっしゃるように、できるものであれば、同じものを使う、同じ種類のもの、タブレットで例えば教材関係など、もしかしたらタブレットに資料集とかは入ってくると思うんですが、そうではないリコーダーだとか、そういったものに関しては、できれば補助してあげたいなと思っているのが本音でございます。また努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 12番。

○12番（山本忠志君） 先ほどちょっと触れましたけれども、給食費がただになったときに、僕自身びっくりしました。本当にこれ、実現できるんだ。今の話で、確かに今、町はお金かかって大変ですよ。給食センター古くなったりとか、それだって町は痛いでしょうし、学校だって壊れて体育館が使えない体育館が、三原中もそうだし、富士中もそうだしね。

校舎だってどうするか。三根小に校舎を借りて使わなきゃいけないような状態になっているということを考えれば、財源的に厳しいのは分かっているんですけども、でも、僕は長い目で見たときに、給食の例が一番僕は手っ取り早いと思うんですよ。これから5年たって、10年たったときに、ひょっとしたら公立は制服は公費で出しますよということで出しますよ、東京都で出しますよとなっているかもしれないですよ。そういう先取りをしていく教育にや

っぱりお金かけるところは、実際伸びていくんじゃないかな。

かつての長岡藩の米百俵という、そういう教訓もございましたけれども、やっぱり苦しいときには誰だって苦しいところにお金を出したいと思うんですけれども、この苦しさを立て直す、未来を切り開く子供たちを育てるんだというところにお金をかけていくのを、それも僕は町の政策としてありかなと思います。よく考えていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、今八丈町では親子留学型離島留学制度ということで、大変期待しています。これもお金がかかって大変なことだと思うんですけれども、これは該当する離島留学の来島者だけでなく、その次に控えている方たちのために、八丈町というのは本当に教育に手厚いところだなというところが多分、町がいろいろ教育についての取組を進めていく中で、こういう親子留学型の方たちがもっともっと増えていく一つの布石になっていくんじゃないかなとも思いますけれども、そこは100%とは言わないけれども、ベストじゃないけれども、そういった選択も町としては考えればいいかなと思いますので、最後に町長にこの辺のところをお伺いしたいと思います。お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 町長。

○町長（山下奉也君） 先ほどから議長も言っているように、義務教育を基本的に私も国が全部見るというのが基本だと考えております。その辺を基本に、子育て世帯への支援というのは、本当に一昔前とは変わって、手厚くなっているとは思っております。授業料無償化、また、給付型奨学金など、国と町、また民間企業など、支援も多くなっているところでございます。

給付型奨学金も私がつくった当時はあまりなかったんですけれども、国とかどんどん出てきまして、なかなか利用率も低いわけなんですけれども、これもできれば使い勝手のいいように変えていきたいなと思っております。

町でも、先ほどから議長が言っているように、今移動教室、また、部活動遠征費などのときに助成して実施しているところもありますけれども、給食の無償化ということもあります。これは毎年知事とのヒアリングのときに町にお願いして、町も単独でやりたいということで、国を動かしてやってほしいということをお願いしましたら、そういう形で東京都内も無償化が進んでいると思うんですけれども、そういうところでも東京都一極集中というような批判を受けていますけれども、まだこの無償化、個人は無償ですけれども、町の制度としては、補助している形の会計の処理になっておりますので、完全に無償化になっているとは考えておりません。

そういうことで、給食費も他の団体より早く取り組んだ実績もございますので、公平性や自治体間のバランスもあります。また、勝手にやりますと、総合交付金とか、いろいろ減らされる部分もありますので、そういう財政的な問題も考えながら、東京都も今現在、子育てということで政策に力を入れておりますので、国も子育て、子育てと言いながら、こういう細かい部分の支援というのはほとんどないので、東京都を味方につけて、小さい自治体の思いを取りあえず都や国に積極的に伝えて、実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 12番、よろしいですか。

○12番（山本忠志君） ありがとうございます。

○副議長（浅沼憲春君） では、一般質問が終わりましたので、議長を交代いたします。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、承認

○議長（山本忠志君） それでは、続きまして、日程第7、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の8をお願いします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日、八丈町長、山下奉也。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

令和7年度八丈町一般会計補正予算（第11号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億339万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,985万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(金川智亜樹君) はい。

令和8年3月31日、八丈町長、山下奉也。

それでは、補正予算書の8ページをお願いします。8ページになります。

初めに、歳入です。

これら実績に伴う増減となりますが、項の補正額を中心に、主なものについて説明いたします。

2款1項自動車重量譲与税121万2,000円の増。

2項航空機燃料譲与税61万2,000円の減。

3項地方揮発油譲与税31万2,000円の増。

4項森林環境譲与税11万円の増。

3款1項利子割交付金60万9,000円の減。

次のページをお願いします。

4款1項配当割交付金62万7,000円の増。

5款1項株式等譲渡所得割交付金406万円の増。

6款1項法人事業税交付金439万円の増。

次のページをお願いします。

7款1項地方消費税交付金1,590万円の増。

8款1項自動車取得税交付金1,000円の減。

9款1項環境性能割交付金538万3,000円の減。

11款1項地方交付税17億1,426万6,000円の増。こちらは災害等廃棄物分で大きく増となっているものとなります。

次のページをお願いします。

12款1項交通安全対策特別交付金12万4,000円の減。

15款2項国庫補助金2,903万7,000円の減。

16款1項都負担金4,035万4,000円の減。

2項都補助金602万9,000円の減。

次のページをお願いします。

19款1項基金繰入金5億5,700万円の減。こちら、財政調整基金に2億7,700万円、公共施

設整備基金に1億円、産業振興基金に1億8,000万円繰戻いたします。

21款4項雑入166万2,000円の増。こちらは令和7年2月28日から3月11日まで、八丈町消防本部が岩手県大船渡市で行った災害救助活動に対する交付金となります。

歳入合計、補正前の額111億2,646万1,000円、補正額11億339万円の増、計122億2,985万1,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出に入ります。

こちらの実績に伴う増減となりますが、項の補正額を中心に、主なものについて説明いたします。

2款1項総務管理費11億2,300万円の増。こちらは歳入によります特別交付税17億1,426万6,000円のうち、災害等廃棄物分を財政調整基金に積み立てるものとなります。

3款1項社会福祉費、4款2項清掃費、6款1項農林業費、3項振興費まで、財源更正となります。

次のページをお願いします。

7款1項商工費848万6,000円の減。

8款1項道路橋梁費は財源更正となります。

4項住宅費557万8,000円の減。

次のページをお願いします。

10款2項小学校費481万円の減。

11款4項文教施設災害復旧費は財源更正となります。

14款1項予備費73万6,000円の減。

歳出合計、補正前の額111億2,646万1,000円、補正額11億339万円の増、計122億2,985万1,000円となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明は終わりました。

質疑をお受けいたします。

歳入歳出合わせて質疑をお受けします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第7、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） データ番号9番をお願いいたします。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度八丈町水道事業会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年5月1日、八丈町長、山下奉也。

次のページから、水道事業会計補正予算書となります。

水-1ページをお願いいたします。

令和8年度八丈町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和8年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（岡野豊広君） はい。

令和8年5月1日、八丈町長、山下奉也。

水-6ページをお願いいたします。

令和8年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1款2項3目消費税及び地方消費税還付金80万円の増。消費税還付金の増です。

続いて、資本的収入及び支出。

支出。

1 款 1 項 2 目災害復旧事業費880万円の増。大川仮設導水管、水道管を賃借、レンタルしまして、導水管を設置工事をするというふうな補正となっております。なお、大川浄水場に関しては、台風災害以降、今現状は細い導水管、50ミリの導水管が3本、それと100ミリの導水管が1本となっておりますが、導水管のほうが細いため、まだ山のほうから水が来ているということで今回1本100ミリの導水管を追加するというような補正となっております。この工事がもう既に業者のほうにお願いをしております、6月19日頃を目途に作業を終了するということでお願いをしております。その後、水質試験もありますので、6月末頃には実際に増設されるかなというふうな感じで動きをしております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第8、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（山下 進君） データ番号の10をご覧ください。

承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決します。

令和8年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正する。

それでは、条例改正について説明をします。本文の朗読は省略し、主な改正内容を説明します。

この条例改正は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことを受け、同日付で専決処分を行ったものです。主な改正点としては、軽自動車税における環境性能割の廃止に伴う規定の整備と、種別割という表記を軽自動車税に改める文言の整理を行っています。

次に、町民税についてですが、町民税における控除の計算過程で、所得税の基礎控除額を用いる部分がありますが、所得税法が改正されましたので、その改正規定を引用する部分について規定整備を行っています。

また、暗号資産譲渡所得が総合課税から申告分離課税に課税方法が見直されることを踏まえて、所要の改正を行っています。

以上が主な改正点となります。

この条例の施行日は、一部規定を除き、令和8年4月1日となります。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第9、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号の11番をお願いいたします。

それでは、説明に入ります前に、データ番号11番の3枚目が、誤って1年前のデータが貼り付けられていたことが昨日分かりまして、昨日の午後にデータの差し替えを行っております。それより前にダウンロードされた方は、新しいものをご覧いただくようお願いをいたします。

それでは、説明をいたします。

承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月1日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、今回の国保税条例の改正内容について説明をいたします。本文の朗読は省略をさせていただきます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、4月1日から条例改正する必要がありましたので、専決処分を行ったものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条の改正部分は、被保険者の負担能力に応じた保険税負担を求める国の方針に基づきまして、基礎課税額に係る課税限度額が1万円引き上げられて67万円となりました。また、第23条の改正部分は、低所得者に対する保険税軽減の見直しとして、経済動向を踏まえて軽減判定所得を引き上げ、世帯の被保険者等の人数に乗ずべき金額を5割軽減の対象となる世帯の場合は5,000円引き上げて31万円に、2割軽減の対象と

なる世帯の場合は1万円引き上げて57万円にそれぞれ基準を緩和するものでございます。

以上が改正点となります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、条例改正前の条例の規定は令和8年度以降のものについて適用し、令和7年度までのものについては従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第10、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） 資料はデータ番号12番になるんですが、資料の訂正がございます。先にお配りしております正誤表をご覧ください。

八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例、別表第3条関係ということで、料金、交替運転者配置料金、時間制料金、下限額を2,430円というふうに記載させていただいておりますが、実際は正しいのは2,670円となっております。ちょっと金額のほうが誤っております。大変申し訳ありませんが、訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、資料のほう説明させていただきます。

承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月1日、八丈町長、山下奉也。

次のページが条例の改正文書となりますが、本文の朗読は省略させていただきまして、概要を説明させていただきます。

今回、貸切りの運賃がドライバーの賃金引上げの原資とするため、国土交通省で公示運賃の見直しを令和7年9月に実施しております。本来であれば、令和7年10月には運輸局のほうに変更の届出を出しまして、それまでにこの条例の改正をしなければならなかったんですが、台風の対応をしておりましたので遅れてしまったということになります。バス協会及び関東運輸局には連絡の上、至急対応すれば問題ないということで確認をしましたので、今回専決処分に対応させていただきました。既に変更の手續進めておりまして、令和8年7月から届けるこの運賃というふうになっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第11、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。開始時刻は14時40分、2時40分に再開いたしますので、時間内にお集まりください。

（午後 2時24分）

○議長（山本忠志君） それでは、再開いたします。

（午後 2時40分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 日程第12、報告第4号 令和7年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額

の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の13をお願いいたします。

報告第4号 令和7年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和7年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらは令和7年度で設定された繰越明許費のうち、令和8年度に繰り越す額を報告するものです。翌年度繰越し額を中心に説明させていただきます。

2款1項総務管理費、八丈町ホームページリニューアル事業317万9,000円。こちらはメイン改修部分の作業期間が台風災害の影響で遅延したことによる繰越しとなり、6月に事業が完了しております。

次に、八丈庁舎集会施設棟1階SSD203改修工事、こちらは海上運搬の遅れを想定し、繰越し設定をいたしましたが、7年度内に事業が完了しております。

八丈町役場庁舎棟自動ドア装置交換修繕工事977万5,000円。こちらも海上運搬の遅れを想定した繰越し設定となり、現在事業実施中で、7月に事業完了を予定しております。

災害救助法に基づく住宅の応急修理委託2,268万4,431円。その下、令和7年台風第22号・第23号住宅補修支援事業補助金5,370万円。こちらは共に今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

2項企画費、八丈町基本計画策定支援委託886万円。こちらは台風災害の影響で、策定が先送りとなる繰越し分で、こちらも事業実施中となります。

4項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修委託184万8,000円。その下、住基システム改修委託203万6,000円。こちらは今年度の早期改修に向けての繰越しで、6月中旬に契約締結に向け、最終調整を行っております。

3款1項社会福祉費、上から被災者生活支援水道料金補助事業2,076万7,507円。こちらは台風災害の影響による繰越しで、4月に事業が完了しております。

2項児童福祉費、あおぞら保育園子どもひろばエアコン交換工事194万6,000円。こちらは台風災害の影響により繰越しで、4月に事業が完了しております。

その下、物価高対応子育て応援手当支給事業901万9,000円。こちらは事業は、支給対象者に令和8年3月31日までに生まれる新生児が含まれるため、申請型支給の対応を含めた繰越しで、4月事業完了しております。

款進みまして、4款1項保健衛生費、神湊公衆トイレ解体及び新規設置事業548万円。こちらは台風災害の影響による繰越しで、事業実施中となります。

その下、藍ヶ江公衆トイレ合併処理浄化槽設置工事1,814万5,000円。こちらは設計の大幅な変更に伴う繰越しで、事業実施中となります。

項進みまして、2項清掃費、上から南原処理場倉庫修繕118万4,000円。こちらは台風災害の影響による繰越しで、事業実施中となり、6月中の完了予定となっております。

次に、資源保管用ストックヤード整備計画策定業務708万4,000円。こちらにも台風災害の影響による繰越しで、事業実施中となります。

その下、一軸破碎機購入、こちらは海上運搬の遅れを想定し、繰越し設定をいたしました。が、7年度内事業が完了しております。

次に、台風第22号・第23号災害廃棄物処理事業1億6,013万2,000円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

次に、汚泥再生処理センター受入槽防食塗装委託4,067万8,000円。こちらは台風災害の影響による繰越しで、事業受実施中となり、10月頃の完了予定となっております。

次のページをお願いします。

6款1項農林業費、上から三根河尻水路改修事業5,377万円。こちらにも台風災害の影響による繰越しとなり、4月に事業が完了しております。

次に、中之郷銚子の口ため池改修事業、こちらは当初補助金活用の関係から繰越し設定を行いましたが、計画の変更に伴い、不用額といたします。

3項振興費、上から被災施設再建事業補助金2億5,875万円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

続いて、八丈島産業・観光再建支援金支給事業5,730万円。款進みまして、7款1項商工費、こちらにも同じく八丈島産業・観光再建支援金支給事業5,250万円。こちら、どちらも今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

次に、フリージアまつり補助金51万8,000円。こちらはフリージアまつりの会期が4月5日までのため繰越しとなり、事業が完了しております。

款進みまして、8款1項道路橋梁費、上から中道伊郷名線道路改良工事1億8,000万円。

その下、藍ヶ江線道路改良工事4,300万円。こちらは台風による災害対応優先となったことに伴う繰越しで、こちらは今、事業休止中となります。

項進みまして、4項住宅費、上から令和7年度ストック総合改善事業末吉団地改修工事3,600万7,000円。こちらは台風災害の影響による工期の延伸に伴う繰越しで、4月に事業が完了しております。

その下、令和7年度ストック総合改善事業桜平団地A棟改修工事2,380万円。こちらも台風災害の影響による工期の延伸に伴う繰越しで、5月に事業が完了しております。

款進みまして、10款3項中学校費、富士中学校体育館解体事業7,000万円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、10月完了予定で事業を進めております。

5項社会教育費、八丈島歴史民俗資料館改修事業119万9,000円。こちらは台風災害の影響による繰越しで、5月工事は完了しております。

款進みまして、11款2項農林水産業施設災害復旧費、上から玉栗農道災害復旧工事監督員補助委託100万円、玉栗農道災害復旧工事1,282万6,000円、玉栗農道災害復旧事業用地土地購入50万円、こちらは全て今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

項進みまして、3項厚生労働施設災害復旧費、上から南原処理場倉庫台風災害修繕174万6,000円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、5月に事業が完了しております。

次に、八丈町クリーンセンター台風災害復旧修繕362万7,000円。こちらも今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、4月に事業が完了しております。

次、若草保育園災害復旧事業9万円。こちらも今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、5月に事業が完了しております。

むつみ第二保育園エアコン交換工事1,000万円。こちらも今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、6月完了予定で、今月完了予定で、事業を進めております。

次のページをお願いします。

11款4項文教施設災害復旧費、三原中学校体育館災害復旧事業3,959万4,000円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、事業実施中となります。

5項その他公共施設災害復旧費、八丈島の海・山・暮らし館土砂撤去委託4,800万円。こちらは今年度に引き続き事業を実施するための繰越しで、館内の土砂撤去をしましたが、これは運搬作業となり、8月頃完了を予定しております。

すみません、訂正がございます。申し訳ありません。

計算書の1ページをお願いします。

2款1項総務管理費になります。上から4番目、災害救助法に基づく住宅の応急処理委託になりますが、正しい翌年度繰越し額は2,228万円となります。左の金額と同額となります。2,228万円となります。申し訳ありません。

ページ戻りまして、最終ページになります。

合計、翌年度繰越し額12億6,034万507円。こちらを繰越しいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第12、報告第4号 令和7年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終了いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、報告第5号 令和7年度八丈町水道事業会計繰越計算書の報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） データ番号14番をお願いいたします。

報告第5号 令和7年度八丈町水道事業会計繰越計算書の報告について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

令和7年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、大賀郷浄水場停電対策事業、継続費の総額2億3,441万8,000円、令和7年度継続費予算現額、合計で1億6,554万7,000円、支払い義務発生額を除いた残額7,983万6,300円を翌年度に繰り越しました。

繰越しの理由としましては、一番右の説明欄になります。台風災害対応業務を優先したためとさせていただきます。

こちら、大賀郷浄水場停電対策事業は、大賀郷浄水場に非常用発電機を設置する事業となっており、令和6年度、7年度の2か年で設置する予定となっておりましたが、台風がありまして、工事が一時中断となりました。その後、工事業者とそれぞれ協議をした結果、台風災害復旧作業、幾つもあるということで、こちらの工事に関しては工期延長として繰越しというふうな形となっております。

次のページをお願いいたします。

令和7年度八丈町水道事業会計繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、令和7年度洞輪沢新水源調査業務委託、以下、8件の契約について、繰越しを行っております。予算計上額、合計6億1,372万6,935円。支払義務発生額を除いた翌年度繰越し額が4億9,090万4,301円を繰越ししております。理由としましては、一番右の説明欄となります。上から3つの契約に関しましては、台風災害対応業務を優先したためとさせていただいております。先ほどと同様ですが、こちら、上の3つの契約に関しては、台風災害と関係なく、通常の水道事業の工事や委託として事業を実施しておりましたが、作業途中で台風に遭い、各事業者と協議の結果、期間の延長、工期の延長をしたということになっております。

続いて、下に関しましては、説明、繰越しの理由は、説明欄となります。急遽実施した台風災害対応業務であり、年度内完了が困難だったためとさせていただいております。こちら、下の5つの契約に関しましては、直接台風災害があつて契約をしたものとなります。契約の時点でもう年度内完了が難しいということが分かっておりましたので、もう既に令和8年度までの契約を結んで、事業のほうを実施していただいております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

令和7年度八丈町水道事業会計繰越計算書。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額。

1款水道事業費用、2項浄水費、事業名、令和7年度大賀郷浄水場・大川浄水場の膜ろ過施設薬品洗浄委託、予算計上額307万4,500円、支払義務発生額がありませんので、全額を翌年度へ繰り越しました。理由としましては、説明欄です。台風災害対応業務を優先したためとさせていただいております。こちらでも直接台風災害と関係ないんですけども、大賀郷浄

水場・大川浄水場、専門的な薬品で、専門の業者が膜が目詰まりを起こさないように１年に１回洗浄を行っているんですけども、その作業をするという段階で台風があったため、作業を中断しまして、契約期間の延長をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第13、報告第5号 令和7年度八丈町水道事業会計繰越計算書の報告については終了いたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第14、報告第6号 令和7年度八丈町病院事業会計繰越計算書の報告についてを上程いたします。

説明、病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） データ番号は15番をお願いいたします。

報告第6号 令和7年度八丈町病院事業会計繰越計算書の報告について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページ、よろしくお願いいたします。

令和7年度八丈町病院事業会計繰越計算書。

事業名が町立八丈病院照明器具LED化改修工事、予算計上額としまして1,859万円を計上しておりましたが、台風災害の影響で工期に遅れが出たため、全額を翌年度へ繰越しさせていただきます。

以上、説明となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第14、報告第6号 令和7年度八丈町病院事業会計繰越計算書の報告については終了いたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当該者であります高野秀男君の退席を求めます。

（総務課長 高野秀男君 退席）

○議長（山本忠志君） 説明を総務課庶務係長。

○総務課庶務係長（笠原達也君） それでは、データ番号16をご覧ください。

同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充委員の選任の同意について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次ページをご覧ください。

八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充委員に選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めます。

1、委員。

（1）住所、東京都八丈島八丈町三根4852番地1、氏名、佐藤真一。

（2）住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2284番地、氏名、奥山茂巳。

（3）住所、東京都八丈島八丈町三根883番地、氏名、高野秀男。

2、補充員。

（1）住所、東京都八丈島八丈町三根1948番地5、氏名、間仁田聡。

次ページをご覧ください。

（2）住所、東京都八丈町中之郷2639番地、氏名、奥山拓。

説明。

学識経験者を有する者の中から選任する八丈町職員懲戒審査委員会委員の秋田捷氏、奥山茂巳氏、補充員の浅沼孝彦氏、奥山拓氏が令和8年6月11日をもって任期満了となり、町職員の中から選任する八丈町職員懲戒審査委員会委員の高野秀男氏が令和8年6月11日をもって任期満了となるので、選任するものです。

略歴については省略いたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

高野秀男君の復席を求めます。

（総務課長 高野秀男君 復席）

◎議案第43号の上程、説明

○議長（山本忠志君） 続きまして、日程第16、議案第43号 令和8年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の17、令和8年度一般会計補正予算書をお願いいたします。

3ページ、補正予算書で1ページをお願いします。

議案第43号 令和8年度八丈町一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億360万1,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億1,219万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定により継続費経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

予算書10ページをお願いします。補正予算書の8ページになります。

初めに、歳入です。項の補正額を中心に説明いたします。

11款1項地方交付税、7億5,000万円の減。こちらは堆積土砂排除事業補助金のうち、災害等廃棄物処理事業に充当する分を減額するものです。

14款1項使用料60万円の増。こちらはすみません、当初予算での計上漏れとなります。

15款2項国庫補助金8億4,749万円の増。

1目総務費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,717万5,000円。こちらは物価高騰対応重点支援金交付事業への充当分となります。

次に、2目民生費で、子ども・子育て支援交付金16万3,000円。こちらはファミリーサポートセンターの報償費の増額分となります。

次に、4目農林業費で、水土里保全活動支援事業補助金52万4,000円の増。こちらは雑入からの科目変更に伴う増額となります。

次のページをお願いします。

上から6目教育費、こちら小学校費、中学校費共にありますリーディングDX事業補助金45万円ずつの減は、事業の不採択に伴う減額となります。

中学校費の上の学校施設環境改善交付金974万4,000円は、歳入額確定に伴う増額となります。

8目災害復旧費、堆積土砂排除事業補助金8億78万4,000円。こちらは査定確定分の増となっております。

款進みまして、16款2項都補助金1,751万8,000円の増。

1目総務費で、移住定住促進市町村支援事業補助金21万4,000円。こちらはふるさと回帰フェア出展料に係る補助金となります。

2目民生費で、子ども・子育て支援交付金16万3,000円。こちらも国庫支出金と同じく、ファミリーサポートセンターの報償費増額分となります。

4 項農林水産業費で水土里保全活動支援事業補助金149万9,000円。こちらも国庫補助金と同じく、雑入からの科目変更となります。

その下、島しょ漁業振興施設整備事業補助金1,044万5,000円。こちら、事業内容の変更に伴う増額となりますので、歳出のほうで詳しく説明させていただきます。

8 目教育費で、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金120万円。こちら、三根小学校で実施する体験活動プロジェクトに係る補助金となります。

次のページをお願いします。

表一番上、東京都文化財保存事業補助金399万7,000円。こちら、歴史民俗資料館六脚高倉改修の工事増額分となります。

3 項委託金 1 万6,000円の増は、すみません、こちらも当初予算での計上漏れとなります。

款進みまして、19款 1 項基金繰入金 2 億9,000万円の増は、財政調整基金を繰り出したします。

21款 4 項雑入202万3,000円の減。水土里保全活動支援事業202万3,000円の減は、さきに説明いたしました国庫補助金と都補助金へ科目変更に伴う減額となります。

歳入合計、補正前の額154億859万4,000円、補正額 4 億360万1,000円の増、計158億1,219万5,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出に入ります。こちらも項の補正額を中心に説明いたします。

2 款 1 項総務管理費1,920万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

7 目災害対策費では、12節委託料、地域防災計画改定委託料633万6,000円。こちらは昨年度の台風災害の経験を踏まえた、地域防災計画の改定に係る委託料となります。

次に、17目備品購入費では、応急給水用組立式タンク購入745万8,000円。こちら、災害時における1,000リットルの応急給水タンク10基を購入いたします。

その下、防災訓練用機材購入14万6,000円。こちら、300リットルの水用タンク 2 基とポンプ 4 台の購入となります。こちら、一般質問で防災対策課長からもありましたが、昨年度の災害時において、高齢者等への水の供給というのが課題となったことから、訓練で試験的に導入し、防災訓練で使用するものとなります。

項進みまして、2 項企画費3,831万9,000円の増。

次のページをお願いします。

1 目企画総務費では、11節役務費、歳入でありました、ふるさと回帰フェア出展料28万6,000円、18節の負担金補助及び交付金、ふるさと回帰センター会員負担金5万円、こちらは親子留学の推進に向けて、これから積極的に島外説明会、イベント等の開催をしていくための予算となります。

節戻りまして、12節委託料、エコツーリズム推進行動計画策定1,500万円は、八丈島ならではの自然環境を生かした体験型観光の推進に向けて、エコツーリズムの基盤を構築していくための計画策定となります。これからの観光マーケティングのビジョンは、こちら、別添の資料17-2となります。また、エコツーリズム推進に向けたビジョンは、別添の資料17-4となります。

その下、親子留学推進委託料85万8,000円は、こちら、八丈高等学校と八丈島移住定住促進協議会と協働し、昨年度、商工会さんと連携し実施いたしました映画「島の光」の島内上映会を開催いたします。こちらのプロジェクトの内容は、別添資料の17-3となります。

次に、その下、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業推進委託料1,932万9,000円は、昨年度の取組を踏まえまして、計画等の見直しを進め、当初予算と合わせ、総事業費6,693万円としております。こちらの事業、詳しい内容については別添資料の17-1となります。

次に、その下、地域おこし協力隊企画運営委託料197万9,000円。こちら、食文化を広めるイベント、グリーンプロジェクト、歴史民俗資料館の対外的パンフレット作成のこちら3事業に係る委託料となります。こちらのグリーンプロジェクトの企画、プロジェクトにつきましては、別添資料の17-5となります。

項進みまして、6 項統計調査費は財源更正となっています。

3 款 1 項社会福祉費4,639万9,000円の増。

次のページをお願いします。

1 目社会福祉総務費では、こちら、18節負担金補助及び交付金で、八丈町災害義援金100万円。こちら、現在、罹災証明を段階別に100万円を上限としたもの、住民1人当たり1万円の義援金の給付を計画しております。これらの全体の調整金となる予算となります。

その下、物価高騰対応生活者支援給付金3,800万5,000円については、住民1人当たり5,000円、18歳以下で5,000円加算の給付を計画しております。

項進みまして、2 項児童福祉費67万6,000円の増。

4 款 1 項保健衛生費268万1,000円の増。

次のページをお願いします。

2 項清掃費2,911万円の増。

次のページをお願いします。

清掃費、2 目塵芥処理費では、13節使用料及び賃借料で災害廃棄物仮置場整備用敷鉄板借上料2,268万8,000円。こちら、単価上昇に伴う増額分となります。

続いて、5 款 1 項労働諸費87万円の増。

6 款 1 項農林業費4,489万円の増。

次のページをお願いします。

1 項農林業費の10目林業費では、鴨川林道路盤復旧設計委託料2,800万円。こちらは7年度に予算を計上しておりましたが、台風災害等の影響で実施ができず、改めて今回の補正にて計上するものとなります。

次のページをお願いします。

3 項振興費1,562万4,000円の増。こちら、2 目水産振興費で、島しょ漁業振興施設整備事業補助金1,335万4,000円。こちらは歳入で説明いたしました事業内容の変更に伴う増額となり、変更内容につきましては、製氷扉交換が見積り減、給油システムが全額減、それと代わり、4 トントラックを2 台購入いたします。

款進みまして、7 款 1 項商工費3,260万5,000円の増。

2 目商工振興費では、八丈島産業・観光再建支援金3,000万円。こちらは30万円掛ける100事業者分で、こちら4 月末までの実績につきましては、個人事業者を534、法人192の合計726事業者、金額でいいますと合計2 億1,780万円の交付を行っております。

次のページをお願いします。

8 款 1 項道路橋梁費764万8,000円の増。

2 項河川費100万6,000円の増。

3 項都市計画費249万9,000円の増。

次のページをお願いします。

4 項住宅費1,062万8,000円の増。こちら、1 目住宅管理費で、外装改修工事ほか1,038万8,000円。こちら、桜平団地B棟の外装工事となり、単価等見直しによる増額となります。

款進みまして、9 款 1 項消防費1,830万5,000円の増。

2 目非常備消防費では、14節工事請負費、消防団詰所改修工事876万円。こちら、大賀郷分団詰所の女子トイレの増設と三根分団詰所の外壁改修も行います。

次に、4 目防災無線施設管理費では、こちら14節工事請負費、防災行政無線設備修繕工

事356万6,000円。こちら、錆の影響により、三根、アライケに設置しております防災無線のマスト交換工事を行います。

次のページをお願いします。

10款 1 項教育総務費 1 万5,000円の減。

2 項小学校費163万9,000円の増。

次のページをお願いします。

3 項中学校費283万9,000円の減。

3 目中学校費では、こちらの14節工事請負費、中学校職員室空調交換工事400万円の減。こちら、富士中学校の三根小学校移転を考慮しまして、空調の交換対応から修繕対応へと変更することに伴う減額となります。

5 項社会教育費1,149万円の増。

次のページをお願いします。

5 項社会教育費の 6 目文化財保護費では、こちら、10節需用費、修繕料799万5,000円。こちら、歴史民俗資料館の六脚高倉の修繕となりますが、こちら、当初はかやの葺き替えだけの予定としておりましたが、調査したところ、本体自体の改修も必要となったことで、その部分の総額分となります。

5 項保健体育費276万7,000円の増。

11款 1 項公共土木施設災害復旧費7,200万円の増。

次のページをお願いします。

1 目道路橋梁災害復旧費、こちら、堆積土砂排除工事7,200万円。こちら、末吉地域の宅地 2 か所分の堆積土砂排除の工事分となります。

項進んで、4 項その他公共施設災害復旧費4,318万7,000円の増。

1 目その他公共施設災害復旧費では、こちら、12節委託料で、八丈島海・山・暮らし館土砂撤去1,700万円。その下、土砂運搬が2,578万7,000円となります。こちら、7 年度の繰越しの不足分となりまして、事業費が総額6,300万円となります。

5 項厚生労働施設災害復旧費350万円の増は、南原処理場の大扉の修繕となります。

14款 1 項予備費140万5,000円の増。

歳出合計、補正前の額154億859万4,000円、補正額 4 億360万1,000円の増、計158億1,219万5,000円となります。

ページ戻りまして、7 ページ、補正予算書の 5 ページをお願いします。補正予算書の 5 ペ

ージとなります。

第2表、継続費の追加になります。

6款1項農林業費、中之郷銚子の口ため池改修事業、こちら、総額13億2,030万円。年割額が8年度3億580万円、9年度3億2,900万円、10年度3億1,350万円、11年度2億3,250万円、12年度1億3,950万円となります。こちらは、令和3年度より実施している事業となります。今回、調査準備工などが完了しまして、令和8年度より本格工事に進むことから継続費の設定を行います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は明日6月12日金曜日、午前9時より開議いたします。

本日はこれにて延会です。ご苦労さまでした。

（午後 3時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月11日

議 長 山 本 忠 志

副 議 長 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 浅 沼 碧 海